

第四編

農会の設立

「信連のその後と 購連の誕生」

* 全国農談会の開催

* 山形県は出羽農区

大日本農会から帝国農会へ

山形県農会の設立

県信連巨額の債権回収に悩む

信連の再建遂に成る

県購連強行に発足

販売事業を始めて県購販連へ

政府、農倉建設を奨励

山居倉庫、県購販連と賃貸契約



今年の麦のあがりみ（結実）

は、なかなかよいと村の篤農

阿部善助老人

（読売新聞 落合武夫氏撮影）

農会の設立と発展

全国農談 会の開催

後年の「農会」組織は明治の初めに存在していた農談会、農事会が発展して行ったもので、農民の農業改良に対する指導が主な役目として生れたものであった。

農談会の発達に着目した当時の政府は明治十一年（一八七八年）から農事通信員を設けることを各府県に訓令し、全国を十二の農区に分けて農事の研究熱をあふつたが農事通信員または



官員様の御出勤 明治新政府が出来て間もないころの大官の様子を外人画家が描いたもの。

農事周せん人とは政府の農事指導者のことで農談会、共進会開催をしきりと奨励した。

明治十四年（一八八一年）春に東京で才二回勸業博覧会が開かれたが、それを機会に、政府では府県の勸業係を集めて農事会議を開くとともに、浅草の本願寺に三府三十七県の老農を集めて才一回全国農談会を開催した。会期は三月十一日から二十五日まで二週間にわたった大規模なもので、未だ汽車の便もなかっただけに、主催した勸農局の苦心は一通りのものではなかった。全国から選抜されて東京に集った百余名の「老農」の中に山形県からは荒木伊右衛門（羽前国最上郡中渡村）、石山筆治（羽前国西村山郡楯西村）の二人が農談会に出席した。

（老農とは篤農家、精農、力農と呼ばれた農民の中でも、もっとも勝れた人々に対して言うところの思慕的な敬称である。）

山形県から出席した荒木、石山両老農のおみやげ馬耕

各県の農業先達者が一堂に会合したのはこの才一回全国農談会が初めてで、各県の老農が各地独得の農業の慣習または得失利害等について意見を吐露し合い、知識を交換したので、山形県から出席した荒木、石山両老農も多くのみやげ話を仕入れ

て、今後の生産技術に胸をふくらませて帰県したが、この二人が、牛馬耕の諮問に答えた中で、「わが山形県では従来、牛、馬耕は全然見られない、本日出席された各氏の説を聞き、さこぶる便利であることがわかったので、山形県も将来、牛、馬耕の方法を使用することにする」

と、牛、馬耕の便利なのに驚き、山形県の農耕改善の必要を痛感したようであった。山形県の農業改良の先達、鶴岡市の平田安吉氏が県令折田平内氏の馬耕奨励に賛同し、馬を飼育し、馬産改良、馬耕の宣伝に仿いたのが、この才一回全国農談会から三年後の明治十七年（一八八四年）であったから、荒木、石山両老農が初めて知った馬耕は山形県に持ち帰った大きなニュースでもあり、収穫でもあったわけである。

三島初代県令の産業行政

山形県は秋田とともに出羽農区に入る

明治初めの山形県は置賜地方の蚕糸以外は米作単一農業にすぎなかったが、鬼県令の異名をとった三島通庸が初代山形県令となって着任するとともに農業の様相を変えてしまった。

明治新政府は明治四年七月に廃藩置県を断行して、藩をそのまま県としたが、その後県内（現在の）を山形、酒田、置賜の三県に統合し、さらに、九年八月になって鶴岡（酒田県の後身）、置賜の二県を廃し、山形県に統一して、現在の山形県が出来たのである。三島は明治七年十二月に、酒田県令として赴任

したのであったが、八年八月、酒田県が廃止となって鶴岡県と改称になると鶴岡県令となり、翌九年八月に山形県令になった。その当時の酒田県は旧幕時代、佐幕派の酒井家の所領で、統

明治初年の山形県庁と初代県令三島通庸



鬼県令と云われた三島通庸は明治九年初代県令で山形に赴任すると、い細かまわず、あらゆる事業をはじめた。

明治九年十一月に落成した県庁舎―東北で最初の洋風建築で、四



十五年五月の山形市大火で焼失したが、このおもかげは済生館病院に残されている。

（済生館は十一年に三島県令が建てたもの）

治に非常な困難を予想した明治新政府は、特に剛毅果断をもって鳴る三島を見込んで、その行政官としたのである、酒田県の人々は新任の県吏や、戸長、村吏には反抗の氣勢を示し、税金の不納同盟、中央政府に対する訴願戦術に出る等、政府の示達を突つ放ね、庄内だけを独立政体のようにした勝手な振舞いが行われていた。

三島は着任と同時にそれまでの官吏、戸長の大部分を整理、翌八年には有名な「ワッパ事件」を片づける等強硬手段に出る一方、土木工事に着手し、鶴岡県知事になって鶴岡朝陽学校の建設、三河橋の調査などを進め、山形県令になってからはいよいよ本格的な土木、産業開発を行った。

三島県令がもっとも力を入れたのは養蚕製糸の奨励で、農家の現金収入の道として、当時わずかに置賜地方で行われていた養蚕を県下に普及させ、製糸事業の振興に努力して、明治十年に山形市に官設製糸工場を設けて、工女を募集し、製糸法を一般に教え、養蚕には生糸検査所を設け、繭質改良組合準則を設け、あるいは製糸改良世話掛りを各地において改良普及をはかった。

明治九年には野菜の種子、果物の苗木を移入、栽培を奨励した、サクランボ三本をはじめ、リンゴ、ナシ、洋ナシ、ブドウ等の苗木を東村山郡明治村、東置賜郡屋代村等に試作させ、その後山形城内に牧畜場を設けて家畜、家きんを飼育し、その近所に果樹類の試験場を開設、明治十二年五月には有名な山形博物館を開いたりしたのであるが、その当時、政府は徹底した農

事指導のための会議、通信、あるいは農産物共進会開催を目的とした全国十二農区をこしらえた、山形県は秋田県とともに「出羽農区」と呼ばれ、秋田と共同の農事会議、共進会、博覧会等をその後さかんに開き、明治十四年春、才一回全国農談会を開催、荒木、石山両老農が出席したのであった。

才二代山形県令折田平内は十六年に県産等の発達を図る目的で勸業諮問会を設け、同年十月三十日から山形で各郡勸業世話掛り、篤志者二十名の議員と県官三名が出席した才一回諮問会を開き、産業振興対策を熱心に討議した。

この時の出席議員は会頭氏家直綱をはじめ

橋弘孝(南村山郡勸業世話掛)、斎藤添次郎(東村山郡同)、長岡仙吉(西村山郡同)、小池啓太郎(北村山郡同)、荒木伊右衛門(最上郡同)、百瀬俊清(東田川郡同)、菅原豊蔵(西田川郡同)、長沼吉四郎(西置賜郡同)、菊地六郎治(東置賜郡同)、菊地嘉蔵(南置賜郡同)佐藤勘次郎(南村山郡篤志者)、石川嘉平(東村山郡同)、佐竹喜久田(西村山郡同)(南村山郡篤志者)、金田甲橋(最上郡同)、糟谷次郎(飽海郡同)、加藤三七(東田川郡同)、梅津三之助(西置賜郡同)、高橋伊兵衛(東置賜郡同)、丸山駒太郎(南置賜郡同)

それに中井恒助、鈴木正義、原田卯三郎の三県属が出席している。

この諮問会開催が各地に勸業会設置のきつかけとなって、十七年には県は勸業会設置準則を設け、各地の勸業会設置は農民の間で流行となった。

初めてみる馬耕に県民びつくり

明治十六年で注目されたのは県勸業課が馬耕試験を実施するとともに、馬耕機械と馬とを農家に貸付けたことであつた、馬耕は当時の山形県では初めて見た珍しいもので、県民をびつくりさせたらしく、十六年十一月十六日付の山形新聞はその模様を次のように報じている。

「当勸業課にてこの程、南村山郡吉原村の耕地に於いて馬耕を試みられしに、一日馬一頭にて三反歩をすき返すは至って心安く、又東村山郡東山村勸業世話掛齋藤添次郎氏は右馬並に耕具ともに拝借し、昨日より天童の郡役所近傍にて試用を始めるると聞きましたが、關西地方の如く、当地方にて馬耕牛耕を盛にせば田圃の改良收穫上の關係は最も著しかるべく、有志家の尽力こそ願はしけれ。」(原文のまま)

しかし県の馬耕奨励も一部の先進農家に取り上げられ、好評を博しただけで、一般化されるには路遠しの感であつた。明治十八年八月、農商務省に設けられた農事巡回教師、酒匂常明教師が十九年七月十二日から二十六日まで山形県に巡回されて県内の農事改良を指導したが、酒匂技師等の農事巡回教師は二十三年から二十七年まで毎年来県、二十七年には横井時敬氏も巡回指導した。

この農事巡回教師の来県に伴つて、県内にも農事会が広く結成されて、二年後の明治二十一年には三三回、九十七日、一三三四人と増加し、殆ど全都にわたつて開かれたほどである。

このような県の農業技術の発達とともに明治十七年、折田県

令が東田川郡を巡視した際、福岡県の馬耕法をすすめ、東田川、西田川、飽海三郡から佐藤多右衛門ほか二名を福岡県に派遣し、農事を視察させ、二十二年には鶴岡市の平田安吉氏が福岡県におもむいて、米作法を研究し、二十三年には同県から農業教師を招き、西田川郡内各所に模範田伝習田を設け、農生を募つて、乾田馬耕の実技を伝えた。

二十四年には東田川郡長相良守典が福岡県勸業試験場の島野嘉作氏を稲作改良教師として、又飽海郡でも同年、福岡県の伊佐治八郎氏を馬耕教師としてそれぞれ招へいしている等、庄内三郡が期せずして殆ど同じ頃に別々に福岡県から稲作改良教師を招き、乾田馬耕技術を導入していた。

酒田の本間家も、西田川郡で農業教師を招いたことを聞き、すぐ支配人から二名を選んで、技術を習わせ、二十四年には福岡の伊佐教師にたのんで、乾田法を一般小作人に普及させ、さらに二十九年伊佐教師を自宅に引取つて、専ら本間家の農事指導に当らせたほどで、米どころ、庄内地方の稲作技師に革新的な発達をもたらしたことは言うまでもない。

大日本農会から帝国農会へ

明治新政府の農業行政は最初、民部省勸農局で取扱ひ、明治四年八月には大蔵省内の勸業寮に移して、同八年勸農局長品川弥二郎氏が発起人となつて、勸業寮の役人と相談して「開農義会」という名称の、農業の改良進歩を図ることを目的とした民

間の団体を組織したが、明治十四年の才一回全国農談会開催を機会に、勸農関係の農政及び技術担当の役人、技術官、有志、それに農談会出席の老農を説いて、直ちに「大日本農会」を結成した。

この大日本農会は北白川宮能久親王を総裁にしたため、活発な政治運動をやるにはとかくの支障があり、会の内部からもつと自由、活発に動ける新しい組織に組みかえようとする動きが現れ出した、その中心になったのが大日本農会幹事長前田正名氏等で、明治二十七年（一八九四年）十二月に東京で才一回全国農事大会を開催した際、決議事項を遂行するためには一つの団体を組織すべしと決定して、前田氏は新団体組織に専念、氏が関係して来た「五二会」「茶業会」等の全国実業会内に「全国農事会中央本部」を加えた連合団体をつくり、明治二十九年、東京芝公園の一寺院に事務所を開設した。

全国農事会中央本部は独立した団体ではなく、全国実業会のメンバーの一つにすぎず、前田氏が監督、湯野川忠世（米沢市出身）氏が幹事の肩書で、事務の一切は農科大学教授の玉利喜造博士ただ一人で処理していた微々たる団体であったが、各府県の農会が統々設立、発展して行ったので、全国農事会は明治三十三年、一本立ちの「全国農事会」を設立、全国実業会から分離して、事務所も芝増上寺、山門前の大通り、天陽院に移し、月刊の機関誌「中央農事報」（帝国農会報の前身）を発刊していた。

明治三十二年（一八九九年）、六月八日公布の農会法、その後

に出来た農会令で「農会」と呼ばれたのは市町村農会、郡農会、または道府県農会だけに限られ、全国の団体は依然として全国農事会というものであったが、明治四十三年（一九一〇年）三月に農会法が改正となり、続いて同年九月には農会令が改正されて、全国的な組織を持った農会の存在が認められ、十一月十五日帝国農会が発足、加納久宜氏が会長になった。

新農会法制定さる

明治四十三年の農会法改正で再出発した農会は大正十一年（一九二二年）四月十一日、法律才四十号で、明治三十二年公布の農会法を廃止し新しい農会法を公布し、翌大正十二年一月一日から施行した。それまでの農会法が公法人としての性格、事業が明白でなく、また経費徴収の途がなく、非常に不備なものであったので政府は思い切った新法を制定することになったものである。

新しい「農会法」は

才一条 農会は農事の改良発達を図るを以て目的とす

才二条 農会は法人とす

才三条 農会はその目的を達するため左の事業を行う

一、農業の指導奨励に関する施設

二、農業に従事する者の福利増進に関する施設

三、農業に関する研究及び調査

四、農業に関する紛議の調停又は仲裁

五、其の他農業の改良發達を図るに必要な事業

才四条 農会は営利事業を為すことを得ず

才五条 農会は農業に関する事項に付行政庁に建議することを得

農会は行政庁の諮問に対し答申すべし

才六条 行政官庁は農会に対し農業に関する報告書の提出及び農業に関する事項の調査を命ずることを得

才七条 政府は農会に対し予算の範囲内に於て補助金を交付することを得

才八条 農会は町村農会、市農会、郡農会、道府県農会及び帝国農会とす

(才九、十条略)

才十一条 農会は町村農会及び市農会に在りては国、公共団体及び命令を以て規定したる者を除くの外其の地区内耕地、牧場又は原野を所有する者及びその地区内に於て農業を営む者、郡農会に在りては其の地区内の町村農会、道府県農会に在りては其の地区内の市農会、郡農会及び郡農会の会員に非ざる町村農会、帝国農会に在りては道府県農会を以て其の会員とす

(自才十二条至才二十九条略)

才三十条 農会は会則の定める所によりその会員に対し経費を分賦し及び過剰金を徴収することを得

(以下略)

と、法案に示すように、農会は農家に対する指導奨励機関であり、さらに国家の農業行政の補助機関であると同時に、農家の意思発表の機関であることを示し、強制的に農家を町村農会にし、郡農会を組織し、郡市農会は道府県農会を、道府県農会

は帝国農会をそれぞれ組織して行った。

牧野忠篤子が帝国農会長であった昭和七年(一九三二年)四月十日の農会記念日に発表した農会の数は帝国農会一、道府県農会四七、郡農会五三八、市農会九一、町村農会一一、四〇二市町村農会の会員約八百万人と述べ、全国津々浦々、至るところ「農会」網であることを誇示した。

山形県農会の設立

害虫駆除に警察権を発動

山形県に農会が出来たのは明治三十年(一八九七年)三月で菊地九郎知事を会長とした山形県農会が設立された。

明治二十七年、東京で前田正名氏等の全国農事会を結成する動きがあり、翌二十八年二月、東北農会総集会が開かれて、山形県でも新しく農業団体を設立することになりこれを「農会」と呼称することにきめ、明治二十九年七月十四日、県令才四十三号「農会規則」によって公布し、農民を強制加入させた。

この農会を最も利用したのは産米改良、増殖を達成する手段に、農民を田区改良、馬耕奨励に使った農村地主であつて、農村を牛耳る地主が農会設立に躍起となったことは言うまでもないことである。県農会は全国農事会と連絡をとり、下級農会に指示し、十分にその機能を果していたが、明治三十二年六月に農会法が施行になって、健全な系統農会の組織を確立した。

農会が警察権を使ったものに明治二十九年八月、山形県令才



まだ生きている 成生村農会の標札
 (農会が消えて既に20年近い星霜を経ているが、未だに農会の標札が役場の門に残っている。……昭和35.3.5つす。)

四六号の「害虫駆除予防規則」がある。この規則は害虫駆除予防法の実施を農民に命じ、駆除予防を施行しない小作人の住所氏名を警察署長または警察分署長に通知すべしと規定した。もしこれに従わない場合か、他人の駆除予防行為を妨害するものは害虫駆除法に則って科料、拘留、罰金、重禁固等に処することを郡市長に示達したほどであった。

明治三十一年四月十五日、時の県知事押川則吉はさらにこの規則を改正、取締りを強化し、農民の害虫駆除作業には最初から警察官を立会わせ、監視させることにした。改正規則のうち、その部分を摘記すると

才四条 市長は前条の駆除予防を命令したるとき、町村長は其

命令ありたるとき直ちに警察官に通知し、その施行に付き指揮督促の責に任ず

駆除予防を施行せざる小作人ありたるときはその住所氏名を郡長に報告すべし

才五条 警察官吏は駆除予防に關し市町村長より通知を得たるときはその施行に付き指揮督促の責に任ずべし

(明治三十一年四月十五日県報)

云々とあり、明治三十五年十一月十日には県令才六一号「苗代取締規則」を出し、通苗代解消にも罰金、科料の処分を以て農民を威圧した。

大正十二年(一九二三年)一月、新農会法が施行となり、山形農会は新「山形県農会」として出発した。

昭和三年三月現在で県内の農会数(カッコ内が郡市町村数)を見ると

郡農会一(一一)、市農会三(三三)、町農会二五(二六)、村農会一九四(二〇〇)で僅か七ヶ町村が未設置となっていただけで、会員数は市農会五二二二、町村農会一五五、五六九、計一六〇、七九一名とその後年々増加して行った。

地主的官僚団体として成長

県農会を頂点にした郡、市町村農会は地主的、官僚団体として成長し、発展したものだけに、稲作改良をはじめとした事業を企画、立案する

ものは主に地主の意向を汲んだもので地主、官僚は意のままに事業を進めることが出来た。

農会の主脳部も県農会長が県知事、副会長が内務部長であり、町村農会長は大部分を大地主、町村長が占め、多くの耕作農民は否応なしに地主の利益のために動かされるような体系に拘束されてしまったのであった。

県農会長は明治三十年に才六代目知事菊地九郎氏が就任したのを最初に、大正末期まで、三十年近くにわたって歴代の県知事が会長兼任となっていたが、その後、民間人の会長に変わり、本間光弥、青木源三郎、鈴木清助、佐藤直信氏の順序で会長のイスにすわった。もっとも民間人会長になってからも、石原雅二郎知事が昭和七年から九年まで県農会長を兼ねた時代もあった。

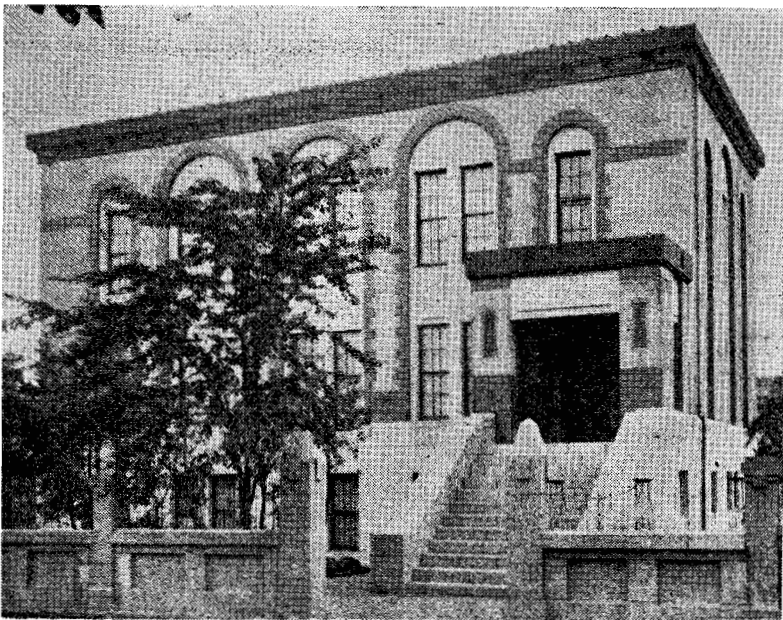
このような農会も佐藤会長時代の昭和十八年十二月、太平洋戦争の進展に伴って東条内閣が出した農業団体統合の絶対命令によって、産業組合等と統合、山形県農業会が発足して、四十年の歴史と色々な話題を残して終息したのである。

農民の抛出で出来る

名物となつた山形県農業会館

山形県農会は大正十四年（一九二五年）十月二十五日に山形市旅籠町三〇五、県庁構内の西南隅に鉄筋コンクリート、三階建、二百坪の、その当時としては県民の眼を奪う堂々たる殿

堂、名付けて「山形県農業会館」を竣工させた。県農会の設立は日清戦争直後の明治三十年（一八九年）だか



山形県農業会館 大正14年10月に竣工した山形県農業会館(鉄筋コンクリート三階
建工費6万円—現在は県教育庁が入っている)

ら既に三十年間、事務所を転々と変えた最初は県農事試験場本館の一室を借りて間に合わせ、次に県庁舎の左隅に移ったが、四十四年（一九一〇年）の山形市大火で旧県庁舎が焼失して、焼け出され、その後も引越しを繰り返したので、青木源三郎会長当時に、会館新築にふみ切ったのである。

県農会が樹てた会館建築費捻出は大正十三年から十七年までの五ヶ年計画で、建築費五万四千円、設備費一万七千円、借入利子一万一千七百円、償還金四万四千元、その他準備費等二万四千元、合計十四万五千五百円の予算、これに対する収入は県費補助三万四千元、会費一万元、特別寄附二万五千元、一般寄附四万四千元、借入金四万四千元、その他五百円とした。

大正十三年に計画が出来ると、県下全農民、関係団体に建築趣意書をとばし

。法定地価一万元以上の地主から五年間に五万三千円
。特別大地主から五年間に二万五千円

。法定地価五千円以上一万円以下の地主から五年間に二万二千円

。地主を除いた全農会員一名から三十五名と、それぞれ小寄附してもらふことにして、青木会長は次のようなことを書いた趣意書を各方面に送った。

「―賢聖の語に曰く「三十にして而て立つ」と、本会生れて既に三十年、未だ一家を有せず、即ち立たざるに等しきを思ふ。

親しみある農民の集合地なく、策源地なし、然かも農業国と

して我国に冠たる本県にして一の独立せる農会事務所を持つ
の願望は、一般の等しく有せるところにして亦久しき懸案なりき。

今や農業問題はいよいよ錯雑を加え、農界益々多事ならんと
する秋に当り、ここに本県農民の保持せる質実剛健の氣を表
現せる一事務所を設け、名付けて之を農業会館と称し、事務
所のかたわら講演、講話其の他の集会、農業図書室、各種標
本室並びに農村子弟の出形者に対し無料宿泊を為さしむる等
の便利を提供し、以て農民の弥栄を策せんとす。

本建築の趣意実には是に外ならざるなり。しかれども、方今の
状態に鑑みるに短日月を以てその完了を見るべからざるが故
に、五ヶ年の継続事業となし、又これが財源をその地主たる
と、小作たるとを問わず広く農業者の寄附に求め、又県費補
助並に一部各農会の負担により、以て社会的意義あらしめん
とす（後略）

大口の寄附をねらった大地主に対しては郡、市長、農会役職
員、建築委員が手分けして訪問、才一回の申込みとりまとの
六月二十日には大体の寄附集めに成功したほど好調子であつ
た。

同年九月着工、突貫工事をつづけて一年後の十四年十月に鉄
築コンクリート亜鉛メッキ鋼板葺三階建、一、二階共に六十坪
地下室七十坪、ほかに玄関等を入れて総建坪数百九十六坪の県
農業会館が落成し、同月二十五日に、数年前新築した県会議事
堂を会場にして盛大な落成式を挙行了したのである。

この会館よりも九年前の大正五年五月に竣工した現在の県庁舎が一千九百二十四坪余で四十万円、坪当り二百円の工事費であったのに対して農業会館は二百坪弱で、五万四千元、坪当り二百七十円の工費を投じているので、十年間の値上りがあったとしても、当時としては山形市内では珍しく、話題になった本格的建築であり、しばらくは山形の著名建物の一つとして名前を売ったが、昭和十八年暮に山形県農業会が出現して、七日町字東前六一〇ノ三にある元県物産陳列館に移り、空家となった会館は新たに所有主となった県農業会から県に貸与し、現在に至っているのが会館の歴史である。

現在は県教育庁が入っているが、所有主も県農業会から、戦後の農業会解散、そして農業協同組合と組織の変転に伴って、二十七年二月には十連合会の間で次のような持ち分をきめ、共有財産とした。

。県信用農業協同組合連合会	三七五万一千余円
。県販売同上	二〇二万六千円
。県購買同上	一五六万六千円
。県養蚕同上	三三万円
。県厚生同上	二五万円
。県青果同上	二五万円
。県農業共済連	三五万円
。県畜産農協連	三〇万円
。庄内販売同上	一七万五千元
。庄内購買同上	一七万五千元
計	九一七万三千五百六十円

つまり約一千万円の建物が各連の共有となったが二十五万円を持分としていた県厚生連が昭和三十三年解散したので、その持分は県信連に移った。

県農会御自慢の農村女学校

外界と遮断した尼僧のような生活

県農会は昭和四年（一九二九年）四月、東村山郡山辺町浄土寺に山形県農会立、農村女学校を開校した。

青木源三郎県農会長は農村女学校設立の趣旨として、（原文のまま）近年女子教育はさかになり、女学校は数多く設立され、年々数多くの卒業生を社会に送り出しているが、これ等の卒業生はややもすれば質実剛建の気質を失い、華美の気風にそまり、都会にあこがれ、農家に嫁するのを嫌うような情勢にある、県農会は真に農家の主婦となるのに充分な知識と趣味を啓発して質実貞淑の婦徳を養成したい。——と、述べているように農村女学校の開設を農村婦人の離村防止策にとり上げた「鍛練道場」としたものであったから、校則は「蔽」の一字。教えることはすべて農に発して農に終り、慰楽などの面は全然無視された。

農村女学校の前身は、大正五年から昭和元年まで十一年間にわたって、県農会が県内各郡で開催していた「婦人農事講習会」であって、これが町村指導者の大好評を博したので、気をよくした県農会が、大正十五年三月の才一回農政研究会の際に



農村の良妻賢母を
生む農村女学校

(上)

ラジオはさけぶ

一、二、三、

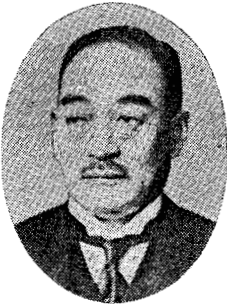
昭和四年の才一回農
村女学校でラジオ体
操

(下)

卒業の時、オンヤカ
様の前に平伏して農
村の良妻賢母を誓約
する

(縮服結婚同盟の式
場)

農村女学校々長青木源三郎氏
(権勢をほしのままにした県農
会長、西置賜郡豊原村出身で県
政界の重鎮、二十四、五代と二
度の県会議長をつとめた)



嘱託した郡市の篤農家、学者、
有力者の間で熱心な農村婦人教
育問題がとり上げられ、次いで
二年後の昭和三年五月の才二回
研究会が農村女学校開設を決議
して、開設の具体策にとりかか
ったのであった。同年六月、青
木県農会長、幹事菅野三津蔵の
両氏が先進地の富山、福井両県
に出張して、その地の農村女子
教育の現状を視察した結果、女
学校開設の決意をかため、候補
地にあがった藤島、高松、山辺

中郡の四ヶ所の中
から、山形市に近
い山辺町を才一回
の開設地ときめて
農村女学校が昭和
四年四月開校にな
ったわけである。

「敵」たる校則
寄宿則、生徒定員
五十名は市町村農
会長推せん の身体

強壯、品行方正を条件としたが、いつも二、三十名の定員超過を示し、選抜に苦勞したほどの人気を集めた。授業料、寮費等は一切無料で、すべて農会負担、修業年限を一ケ年（四月～三月）として、七月から九月までの三ヶ月間は寺に寝起きさせる寮生活を厳しく強行したので、生徒は外界と遮断した尼僧の生活であった。日課は

。起床時間午前五時（班をきめ、各班毎に一定の場所に夜具を整とんする）。分担作業時間午前六時まで（各組の分担作業に従事し、終つてすぐ各自の整容をやる）。修養時間六時～六時半（寺の本堂に集つて修養後直ちに伊勢大廟、宮城遙拝、心の力朗誦、弁財天礼拝、ラジオ体操）。朝食時間七時（食前、食後の御祈り）。授業時間八時～午後四時（昼食後一時間休憩）

であるが、舎監の指揮に従つて起居し、服装も得手勝手なことには許されない、授業、外出のときはき草とはかまをつけ、寮にいたるときは必ず「モンペイ」を着けろとある。一円以上の金銭は舎監に預けておき、生徒同士の金銭や持ち物の貸借厳禁、どうにもならない時は舎監の許可を受けなければならぬ。手紙はすべて舎監経由で、舎監がおかしいと思えば手紙の検閲までやるといふものであった。

綿服結婚同盟を結成

才二学期の半ばになると、毎年、珍しい「綿服結婚同盟」と名付けたものを生徒に組織させ、生活改善につけさせることにした。その一つ、昭和四年、山辺町浄土寺で開校した際、九

月二十九日に浄土寺の本堂、あみださまの前で執行した「綿服結婚同盟」の模様であるが、生徒六十五名全員仏前に端座、学
校当局、舎監の先生、それに寺の住職が居列ぶ中で、生徒代表
がまず次の文を読み上げた。

「私共はこれまで漫然として日を送つて来た次才でありま
す。農村女学校に入学いたしました、各先生のお話を聞き、
又現在の農村の実際と対照して見ますと、年と共に淋れ行く
有様を目の当り見せつけられているのであります。これを私
共はただ手を束ねて傍観することは出来ません。将来農家の
主婦として活躍しなければならぬ重大な責任を持つ私共の
身上に降りかかつて来るのであります。よつて才一に生活改
善を断行するの緊要なことを痛感したのであります。

故に私共は奮い立って生活改善の才一歩として綿服結婚同
盟を組織し、卒先これを実行し、なお進んで一般社会に向つ
て之が普及徹底を図りたいと思ひます。幸に識者ならびに当
路の皆様方の深い深い御援助をお願いしてやまない次才であ
ります。」

つづいて、堂々と次の決議が読み上げられた。

決 議

一、私共は時勢に目ざめた明るい結婚をいたします。

一、私共は綿服結婚をいたします。

一、結婚式は質素を旨とし出来るだけ壮麗に行うようにいたしま
す。

一、なるべく神前又は仏前において式を挙げるようにいたします。
一、右結婚に就ては同盟又は団体より援助を受けて必行を期するよう
うにいたします。

自署宣誓六十五名

六十五名の全生徒が一人、一人、仏前で署名して、綿服結婚同盟が結成されたのであった。

一ヶ年後、生徒が学校を卒えて村に帰りどのように農村生活改善の先達になり得たかどうかは判らないが、卒業に当って学校側では「入学の感想」「入学して効果があつたか、どんなところが良かったか」「学校の改善したい点」「将来の職業」等々のアンケートを生徒から集めたところによると、

「将来の職業」では

農業八割五分三厘強。商業二分九厘弱。養蚕技士二分九厘弱。農業教員二分九厘弱。農業はしたくない、自分に適する職業を選ぶ五分八厘強

又「綿服結婚を如何に考えるか、又断行することが出来るか」に対しては生活改善の才一步として、今日の非常時情勢にふさわしく、式服着物よりは貯金等の理由で綿服結婚断行と答えたものが八割八分二厘強、それに対して綿服結婚は出来ないとしたものが八分八厘強と出ている。綿服結婚拒否の理由には、はつきりと「家の事情がある」「家風に従う」とことわっていた。農村の嫁、綿服結婚に反抗した生徒が一割弱あつたとしても、県農会の「女学校」経営は当時の時流に適した施設として、効果を上げたことを農林省も注目し、昭和八年九月、十月と二回

に亘つて農務局の映画班が来県「農村女学校」の施設、実況をフィルムにおさめ、全国に大々的な宣伝を行ったくらいであつた。

この女学校卒業生の行方と生き方について、昭和九年県農会（学校）が「卒業生の状況」を特に発表したのが、それによると

卒業生の状況 一、本校卒業後帰郷せるものは殆んど農村に留まり、日夜孜孜營々として農業労働に従事し、一面家政経済改善のため専心努力し、地方にあつては女子青年団、其他女子団体の中堅として活動し、農村振興のため奮闘する状況は社会の好評を博しおれり。

一、本校才一回卒業生六十五名は尖端を切り綿服結婚同盟を組織し、爾後の卒業生これに倣い、いずれも綿服結婚同盟を組織し、さきに卒業せる同志と相呼応提携し、これが実行に邁進しつつあり。而して本校卒業生の農家に嫁したるもの既に八十余名に達して、これ等の既婚者はいずれも綿服結婚を断行し、結婚改善の先駆者として目せらる。

一、本校卒業生には朝鮮移民として新家庭を造り、今や新天地開拓のため奮闘努力しつつあるものあり、又卒業生中には我國の生命線たる満洲の天地に移民を希望する健気なる女性数名あり、これがあつせんの依頼あり。

一、本校卒業生は一致団結協力のもとに生活改善の促進を図るため、山形県生活改善同盟会を組織し消費経済の革新のため活動しつつあり

このように、綿服結婚同盟の卒業生を学校は「同志」と呼び

結婚改善の「先駆者」と謳歌していた。

昭和九年七月十五日現在で、県農会は才一回（昭和四年）から才六回（九年）までの卒業生職業別結婚状況を調査したが、六年間に結婚した卒業生一三一人中、九十五名、つまり七三パーセントが農家の主婦となっているから、学校の才一目標であった離村防止がほぼ達成出来た。

卒業別	職業別						計
	農業	工業	商業	官吏	軍人	教員	
才一回	二五	三	二	三	二	三	四〇
才二回	三五	二	二	二	一	一	四四
才三回	一七	一	一	一	一	一	二一
才四回	一一	一	一	三	一	一	一六
才五回	七	一	二	一	一	一	一〇
才六回	一	一	一	一	一	一	六
計	九五	五	八	八	四	六	二二

また、卒業生の同窓会を「睦会」と呼び、昭和八年に結成したが、結成したその年、早くも卒業生居住地別に、県内四ヶ所（最上郡農会事務所、東置賜郡中郡村善秀院、東村山郡高櫛村願行寺、東田川郡藤島町大洞寺）で会合、学校から恩師を招き大いに時局を語り、農村の慣習を嘆き、

- (一) 私共睦会員は結束して生活改善同盟会を組織いたします。
- (二) 私共は実践きゆう行をモットーとし家政の改善をいたします。

を各会場でもれなく決議している等、他の女学校の同窓会とちがった真剣なものがあつた。

農村女学校の歴史を才一回から、開校地（寺）でふりかえつて見ると

開校時 開校地

- 才一回 昭和四年四月 東村山郡山辺町浄土寺
- 才二回 同 五年 東田川郡藤島町大洞寺
- 才三回 同 六年 東置賜郡中郡村大字高山善秀院
- 才四回 同 七年 最上郡新庄町太田会林寺
- 才五回 同 八年 東村山郡高櫛村願行寺
- 才六回 同 九年 西置賜郡豊原村吉祥寺
- 才七回 同 九年 西田川郡大山町慶雲寺
- 才八回 同 十年 西村山郡谷地町宿用院
- 才九回 同 十一年 南置賜郡窪田村千眼寺
- 才十回 同 十二年 酒田市今町善導寺
- 才十一回 同 十三年 南村山郡滝山村耕源寺
- 才十二回 同 十四年 北村山郡楯岡町祥雲寺
- 才十三回 同 十五年 西置賜郡長井町遍照寺
- 才十四回 同 十六年 東田川郡余目町乘慶寺
- 才十五回 同 十七年 東置賜郡漆山村珍蔵寺
- 才十六回 同 十八年 西村山郡高松村長泉寺
- 才十七回 同 十九年 飽海郡本楯寺梵照寺

で、年二回の開校は昭和九年の才六、七回だけ、県農会主催は才十六回までで、才十七回は県農業会主催となり、学校の最後となった。

政・民抗争の県農会 役員争奪県政に障る

帝国農会長牧野忠篤子が「農会こそが農業行政の補助機関で、全農家の意思発表の機関である」と揚言するまでもなく、地主、富農が農会を牛耳って、農家を引つ張り、村政をゆすぶり、県政に強力な発言権を持っていたので、農会を権力争奪の場として、政友、民政ともに農会を自派のものに育て上げることに血みどろの戦いをくり返した。

昭和五年は、打ち続いた農村不況で農民は塗炭の苦しみに喘いでいた当時のことである。浜口雄幸内閣の下で知事が民政派の窪田治輔氏に対して、県会は野党の政友派が多数を占めていつもゴタゴタをくり返しているうち、昭和五年十一月召集の通常県会で両派の衝突が爆発し、知事が提出した六年度県予算が多数の政友派議員の手で大修正されてしまった。

これに対抗した窪田知事は原案執行を決意し、知事、平山内務部長、西井庶務課長が内務省に出向いて、強硬に認可を求めた結果、翌六年二月三日になって漸く原案執行の認可をもらって、六年度の県政はついに民政知事の原案で押切った。

その直後に県農会役員改選が行われたが、県会のしこりが各郡市で表面化した、六月になって決定した郡市農会長を政民両派別にすると

。政友派（米沢、山形市、東村山、南村山、北村山、西村山、西置賜郡）

。民政派（飽海、東田川、西田川、南置賜、東置賜郡）
。中立（鶴岡市）

と政友七に対して、民政五で、未決定の最上郡が勝敗の分れ目となったが、最上郡は民政の佐藤理吉（瀬見）氏が会長となる形勢があり、それに特別議員を県が民政派から任命することになれば、県農会役員は民政派の手で多数を制することになり、それを見てとった政友派では青木県農会会長の名で七月二日に県農会役員選挙のための総会召集を告知した。

驚いた県では直ちに農会法才三十二条（註—総会は之を組織する者二分の一以上出席するに非ざれば開会することを得ず—）によって総会延期を命令した、県当局の解釈は「近く最上郡で県農会議員選任が確定になっている矢先、これを無視して臨時総会を開くのは役員改選の趣旨を没却し、後日に悪例と紛争を残すばかりでなく、県が任命する県農会特別議員もまきまらないうちに役員改選を行うことは違法も甚だしい」というものであった。

しかし、青木県農会会長は頭から県の命令を受けつけずに、予定通り七月二日に総会を開いて左のようにサッサと会長以下を選挙、断固挑戦的に出たのである。

。会長青木源三郎。副会長高嶋清五郎。評議員登坂又蔵、渡辺久八郎、高橋広記、石川秀助、鈴木清助。帝国農会議員登坂又蔵

大憤慨した窪田知事は直ちに上京、政友派だけで開いた総会、選挙は無効であることを訴え、農林大臣から七月二十一日付の総会決議取消しの命令を入手して帰県、会長以下県農会新役員に一矢を酬いた。

一方、最上郡では政友派で出した県農会総会召集を前に急に役員選挙を行うことになり会長高山恵太郎氏（政友派、県議）は郡農会議員を召集したが、政友派は議場に顔を見せず、民政派だけで佐藤理吉氏を議長に押し、選挙を強行、佐藤氏を会長とし、県農会議員にきめてしまった、欠席した一方の政友派もその日に別個に選挙を行い、高山会長再選をきめて、最上郡は同時に二人の会長をつくってしまうという珍妙な結果をうんだ。

ここでも、どちらの郡農会長選挙が適正であるかで争い、再び農林省の裁断を求めたが、農林省は佐藤氏を会長に選んだ民政派の選挙を適法のものとして、民政に軍配を上げたが、期待した特別議員に県は

東村山郡高楯村押野源吉（政友）、最上郡金山村川崎吉治（民政）、東置賜郡漆山村平善内（中立）、東田川郡本郷村佐藤孫左工門（中立）

の四氏を任命したので民政派九、政友派十となって、政友が多数をしめたように見られたのもつかの間、東村山郡西沢定吉氏（政友）が突然中立を声明、九対九の同数となった。

政、民同数に持って行った西沢氏は事態收拾策として、暫定案を示し、県農会長には政党人を排して、知事を会長に、内務部長を副会長にしてはどうかとの案を示したが、両派とも承知

せず、民政派は比較的政党性の薄い飽海の本間光勇氏を会長に推すべく画策し出した。

西沢氏は才二の策として会長には本間氏、副会長に政友派の西村山郡鈴木清助氏をとの案を提示した。然しこれとても両派共に容れないばかりか、いきり立った政友派は絶対勝利を期して、八月九日に元会長青木源三郎氏の名で総会を召集した。これには民政派九名と西沢氏が出席せず、そのために総会は定員を欠いて流会となった。

これに対して民政派は農林省の命令で解職された青木氏には総会召集の権限なしと制限し、県の裁決を求めた、県も民政派の言い分を容れて、特別議員の川崎吉次氏に総会召集権を与えた。

川崎氏は九月四日に総会を召集し、問題の役員選挙を行った結果

会長に十一票で本間光勇、副会長に十一票で佐藤理吉

と民政派が独占、政友派の敗退となって、一応の落着を見たが、この紛争の間、政、民両派は各郡市毎に二つに分れてもみつぶけ、農会費不納同盟のさわぎまで発展した等、この政争と前後して、同年八月の臨時県会に、またも農会騒ぎを持ち込んだ。

政友派県議団は「不況対策臨時県会」の召集を県に要求したが、民政派は、政友の県会召集要求は農会役員選挙の腹いせにあるとして「臨時県会不要論」で応戦しているうち、県は遂に折れて八月二十六日に臨時県会を召集した。

県会は最初から政友派議員の民政派と県知事以下の攻撃となり、農会役員選挙問題を、その上に「特別議員任命に県のとつた態度は明らかに民政派の要求によつたもので、監督権の濫用であり、不法不当の干渉である」と知事をきめつけて、窪田知事の不信任まで発展する形勢となり、民政派が提出した

一、蕪市場補償善後策措置促進（古沢久右工門外三名）
一、農村負債整理（皆川健蔵外二名）

一、農村救済（佐藤善吉外三名）

一、義務教育費国庫負担金増額（小野寺棟三郎外二名）

等不況農村救済の十八件の意見書を政友派がごとごとく否決しておきながら、民政派の意見書とほとんど同じ内容の意見書

県信連のその後

巨額の債権回収問題に行き悩む

大正十年（一九二一年）三月に創立した「保証責任山形県信用組合連合会」（会長戸田虎雄氏）は鶴岡市の荘内販売購買利用組合に対する巨額の債権回収問題を中心にして、一度は浮沈の淵に追いこまれながらも、当時の信連役職員が身を挺して会再建のために闘い、ついに立ち直りに到達出来た信連風雪の歴史がある。

販売事業に資金の応援

県信連が順調に伸びつつある時、町村産業組合に対しては、その使命達成のために、名目のみに止る購買、販売の事業を實質的に進めることが、何より緊急を要する問題とされていた。

を提出してこれを一举に可決するという、おかしなことをやってのけた。

このような政争は村農会の場合も同じで政争の激しい南置賜郡上長井村農会の総代選挙に、役員あげて自派一色の総代かく得に狂奔した揚句、どうしても自派のために動かない職員には会長の職権で二週間以上にわたって出張の停止命令を出し、事務所内にもつ居を命じて、選挙運動を封じ、更にかく首で脅かした等、どこの農会も政、民両派に分れて戦った。

（註、佐藤理吉氏は昭和三十四年十一月十日、最上郡瀬見温泉の自宅で九十才の老令で他界した。）

全国的な産業組合運動も、この方向を指して進められ、特に、産業組合の販売事業については、「生産者より直接消費者へ……」の標語を合言葉として、積極的に進出するように、しきりとあふり立てられていた。

しかし、それには、資力の充実がなければならず、特に販売

事業にあっては、有力な金融機関の後援を必要とした。従って産業組合中央金庫でも、この方面への金融に積極的方針をとり大正十年（一九二一年）設立の農信連にあっては、この中金の方針にならって、余裕金を、いかに運用するか、町村組合に対する適切な事業をしきりに調査していた。

大正十三年（一九二四年）六月、産業組合中央金庫初代理事長岡本英太郎氏は、秋田に出張の折り、庄内で講演を行った。

その内容は、中金並びに農信連の利用が村山、置賜に較べ、庄内は極めて低いので、その利用方を、強調勧誘するものであった。農信連も、この趣旨には賛成であって、庄内地方の産業組合が、米販売に積極的に乗り出すことは、その資金の面で、農信連を利用する度合も当然高まるものと考えていたので、大正十三年（一九二四年）十一月三日、酒田米穀取引所附属の山居米券倉庫余目支庫が所在している東田川郡余目に従たる事務所を開設し産業組合に対する米担保に係る貸出しを始めたのであった。

庄内販購利組合に融資をきめる

鶴岡市大宝寺嘉口田三一ノ一に、主たる事務所を置いた有限責任荘内販購利用組合は、その区域を鶴岡市並びに東田川、西田川両郡として、大正十年（一九二一年）六月十三日設立された。庄内地方を通じて、二十万貫の藪の生産があり、組合は、その藪の取扱いを主な目的とし、約八百名の組合員は、鶴岡、両田川の広区域内に散在していたのであるが、大正十四

年（一九二五年）十一月、農信連との取引開始の決議を行い、農信連との間に、十万円を限度とする基本契約を結び組合の事務所、建物、倉庫、敷地を抵当とし、組合長理事山本清一郎氏以下全役員個人保証のもとに、十二月七日、約束手形を以って十万円を借入して、米販売事業に乗り出した。

組合はこの十二月、一ヶ月の間に、東京方面の米仲買業者や陸軍砲兵工廠、海軍の共済会等へ、四十九車、四千三百八十四石（その金額十六万九千四百五十五円六十銭）を販売して、庄内地方の米穀業者を驚かしたが、この月内の代金回収は、二十四車分の八万六千四百十六円だけで、差引き二十五車分の八万二千七百二十九円六十銭は、翌月以後に、繰り越された。

明けて、大正十五年（一九二六年）一月、政府の米買上げに依りて、一万一千五百五十俵（金額にして十八万七千六百六十四円九十二銭）を納入し、普通取引として二十七車を販売した。さらに、二月には、三十三車の取扱いがあつたが、これ等の米の大部分は、買取りによるものであつて、組合員の依託によるものではなかつた。また、取引先は、直接消費者ではなくて、政府方面の買上げを除く外は、東京方面の仲買業者であつた。

取引開始以来六ヶ月後の荘内販購利組合は、農信連から合計十九万一千七百二十九円の借入金有することとなつたのであるが、そのうちの三分の一にも満たぬ六万二千余円だけが、米担保によるものであり、三分の二を越す十二万九千余円が貨物引換証見返担保であつた。当時、五月末の農信連の所属組合に対する貸付金総額は、九十六万八千九百八十八円、その内、荘内販

購利組合にだけで貸付額は十九万一千七百二十九円、まさに、県信連の貸付総額の二〇%を占めたのであった。

その上、この六月下旬、東京の取引先に発送した販売米十数車、相場の値下りに遭遇した。そして、積荷遅れの理由で、そのうちの五、六車は、引取りを拒絶されるといふ事件が起つた等、荘内販購利組合にとって、かなりの痛手が相次いで発生した。

刑 事 事 件 从 組 合 に 大 穴

昭和二年（一九二七年）三月十五日、東京渡辺銀行の取りつけ騒ぎを導火線として、我が国、未曾有の金融大恐慌がぼつ発した。

銀行の休業相つぎ、日本銀行は、四月十八日までの間に六億の救済資金を放出したのだが、焼石に水に等しく、政府は、ついに四月二十二日の緊急勅令で、台湾をのぞく全国に、三週間のモラトリウムを施行した。この平時に於けるモラトリウムは我が国では勿論のこと、世界に於いても曾って前例を見ないものであったが、この四月に、荘内販購利組合に、いわゆる空券事件が持ち上つたのである。

荘内販購利組合では、農業倉庫の経営に附随して運送業をも兼営していた。だから、組合が、取引先に発送する販売米の輸送は、組合自らが兼営する運送業務として行い、他の運送業者に頼むことを要しなかった。窮地に立つた荘内販購利組合は、実米の貨車積みを行わないで、自己兼営の運送業の立場から、

実の伴わぬ貨物輸送証明書を作成した。

組合は、これを添付して、東京の取引先へ、十五トン積、十七車、この金額六万九百二十円の荷為替を振出し、安田銀行鶴岡支店の割引をうけた。

当然に、荷不着の理由で、荷為替は返戻されて来た。安田銀行鶴岡支店では、驚いて、荘内販購利組合に、損害の弁償を要求し、一方、詐欺事件の疑いで、鶴岡警察署では、内偵を開始し、文書偽造行使詐欺、横領等の容疑ありとして、荘内販購利組合専務理事佐藤順一氏を検挙し、家宅捜索を行つて、組合の諸帳簿、諸書類の一切を証拠物件として押収してしまつたのであるが、荘内販購利組合に、既に二十万円にのぼる大穴があいてしまつたことが外聞にも、流布されてしまつた。この時に、荘内販購利組合が、県信連に提出し、県信連鶴岡臨時出張所が保管していた担保物件中、確実なものは、米僅かに六十石（その金額二千六百十円）に過ぎず、その他は、一切紙屑に等しいものだけであつた。

事件発覚と共に県信連では、荘内販購利組合に対する貸付金額を精査した、その結果、昭和二年（一九二七年）四月末現在に於いての貸付け金額は、利子を含めて二十二万四千二百三十三円十四銭に達して居ることが明かになつた。

而も、この金額は、殆んど回収の見込みも立たぬものであることもわかつて、篠原専務理事は、山本荘内販購利組合長等の役員と、数次に亘つて善後策を協議した。その末に、荘内販購利組合専務理事佐藤順一氏が持っている小野木某に対する債権

三万一千五百円を、先づ佐藤氏から組合に提供させ、これを組合から県信連に渡して、多少なりと借入金金の穴を埋めることにして、佐藤専務理事は、責を負うて五月八日辞職した。

しかし、それ以外の対策としては、荘内販購利組合の米販売事業を、この際、打ち切ってしまうか、それとも、依然、継続して行くかの二つしかなかった。そこで、若し、ここで、組合が、販売事業を打ち切ってしまうえば、荘内販購利組合は、出資総額の二倍にも達する大穴で、解散する外に道はないであろう。

そうなった場合、県信連にもまた、二十万円前後の欠損が出るのである。荘内販購利組合が、生きるためには、何んとか事業を続け、これよりあがる利益を以って立ち直る外にない。県信連もまた、県信連の存亡にかかわる巨額な欠損をまぬかれるためには、組合に事業を継続させ、その得る利益を以って回収困難となっている貸付金を埋めて貰う外に方途がない。

こうして庄内販購利組合は事業を継続する方針で進むことになったのである。

当(局)は(不)良(債)権(の)償(却)す(す)め(る)

昭和二年(一九二七年)六月十六日から五日間、県は内務部農商課の係員を県信連に派遣してその財産および事業状況について監査し、産業組合中央会からも県信連に対して監査にやって来た。その結果、産業組合中央会は県信連の庄内販購利組合に対する不良貸付けは二十四万三千元に達するものと認定し、

九月三日付で信連会長あてにこの不良債権の整理如何は連合会の死活にかかわるとの警告を發して来た。

丁度、その頃、産業組合経営の蕪市場救済問題が、やかましくなっていた。主として置賜地方、次で村山地方の産業組合によって経営されて来た蕪市場は、昭和二年(一九二七年)の金融恐慌以来の打撃で、甚大な痛手をうけて、県保証による県信連からの資金融通によって辛うじてその息をついて来たが、旧債返還が不可能となり保証の立場にあった県は、その代位弁済を迫られていた。

そこで荘内販購利組合の救済も、県の手で行うのが至当だとして、八月八日、庄内一市三郡の産業組合が鶴岡市に集つて協議会を開いた。その決議として、県は県債を發行して、荘内販購利組合に救済資金を貸付け、それで荘内販購利組合は、県信連に対する債務を完済し、その後、二十年賦で荘内組合は、県に救済資金の償還を図るよう、県に要望する事になった。

この決議に基き、同日付で、協議会代表者、飽海郡産業組合部会会長本間光勇、東田川郡産業組合部会会長阿部利衛門、西田川郡産業組合部会会長日向豊作三氏連名の陳情書が、県知事窪田治輔氏宛に提出された。次いで、八月十二日荘内販購利組合長山本清一郎氏は、県信連とも、詳細に対策を研究したが、万策尽きて、県債の方法によって県から二十二万円を借入れ、連合会に対する負債を完済し、県に対する借入金金の返済は、これを二十ヶ年賦とすることが出来るならば、組合及び組合理事者はもちろん、県信連としても、その責任を辞せず、県に対し

ては寸毫の損失を蒙らしむることなきを確信する。……との請願書を、窪田知事に提出した。

この、県債による二十二万円の所謂救済案は、県信連篠原専務理事が苦心の末に作りあげたもので、県信連としては、償却に反対であり、飽くまで、荘内販購利組合に米販売事業を継続させ、その得る収益によって、県信連に対する借金を返させる方針を堅持し、そのために、県に県債を発行させようと努力したわけである。

複雑な県会の空気、県債発行をねがう信連

さて、県債の発行を求めるとすれば、これは、単に県の首脳部に働きかけるだけでは足りず、県会をも動かすことが必要であった。当時、山形県会では、多数派の政友会系議員に対し、少数派の民政党系議員が争って居た。

藪市場救済問題に最も関係の深いのは、政友会系議員で、民政党系議員は、これを攻撃する立場に回っていた。十月の臨時県会は、この藪市場救済問題を主として開かれることになっていたのであるが、地域的に見れば、藪市場問題で最も痛切に悩んでいたのは置賜地方が主であり、ここは、政友会系議員の本拠であった。これに対し、庄内地方は、民政党系議員の活躍地域であったが、この庄内地方での最大の問題は、荘内販購利組合問題であった。政友派の藪市場救済案に対し、荘内販購利組合救済は、全庄内に関係あるだけでなく、同組合の救済が成らない場合は、県信連の興亡にも関係し、延いては、全県下産業

組合の消長にも甚大な影響をもたらすものとして、篠原専務理事は民政派議員から荘内販購利組合救済の県債発行を提案させようと努力して、民政派の総帥佐藤啓氏をはじめ、佐藤理吉、山口成吉氏等にむかって、熱心な工作が始められた。

しかし、県の内部では、荘内販購利組合に対する回収至難の貸付金中、一部の償却を土台とする整理方策の樹立を良しとした。そして、県信連に対し、しきりに、それを懲慚した。

県信連は、これに聴従せず、元金の一部切捨てに反対、飽くまで、県債発行による荘内販購利組合救済をよしとした。そして、民政派有力者の援助を得て、その実現を期すべく躍起となり、昭和五年（一九三〇年）九月から十月にかけて、殆んど、異常とも見られるほどの政友工作が続けられ、政友の力を藉りて県を動かそうとしたが、県では、県債発行には同意しなかつたし、藪市場救済問題と、荘内販購利組合救済問題は、本質的に異なるとした。

藪市場の場合は、不況下の養蚕農民救済のために、これを設立されたものであり、そのために、市場資金の借入には、県が保証にさえ立ったものであって、藪市場が経営至難となつたというのも、それは、経営者自体の失当行為によるものではなくて、金恐慌以来の不況の禍によるものである。

しかし、荘内販購利組合は、徹頭徹尾、経営者自体の失当行為によるものであって、これにまた、県信連自らが、巻き込まれたのである。それを県民の負担で救済しなければならぬというような、尻拭いは県として到底、出来難いことであり、一歩

譲って、県債を発行するとしても、それは、単なる一組合救済のためであつて、主務省がこれを認めるといふような見透しはない……と、いうのであつた。

だが、十月二十六日になると、預金部割当の低利資金二十五万円を土台としての切り抜け策が、山形市杉山館における戸田会長、篠原専務理事、荘内販購利組合山本組合長、日向専務理事の会議によつて練り上げられた。

この四者会議による整理の骨子は次のようなものであつた。
一、連合会は、二十五万円の低利資金を借りうけ、これを以て公債を買い、この公債を荘内販購利組合に貸す。

二、荘内組合は、連合会から借り受けた公債を担保として、他から二十三万円を借りて、これを県信連に返金する。

これを骨子とする整理案に就いて、県側と接衝の末、窪田知事の承認を得て、十月二十八日、次のような整理案が出来上がった。

一、連合会は昭和三年度産業組合地方資金二十五万円の供給を受けてこれを以て、国債証券を買入れ、荘内販購利組合へ貸付ける。

二、荘内組合は、右の国債を担保として、二十二万円を他から二十ヶ年賦、年五分利で借入れ、連合会からの旧債に対し、この際、一期に返金する。

三、荘内組合役員は、連合会に対し、組合が借入れた債券の返還につき個人保証をなす。

四、荘内組合が、他から借入れた二十二万円の年賦償還財源は、左の方法による。

(イ) 組合毎事業年度の剰余金

(ロ) 前項剰余金で足りないときは、連合会が、荘内組合から返済を

うけた二十二万円を一般組合に貸付くことによつて受ける利子から交付して、これを補充する。

(ハ) (イ)及び(ロ)の金額で、荘内組合の、年賦償還金に不足を生じたときは、その不足額につき、連合会は、組合役員個人の個人保証あるときは、債権者に対し組合の代位弁済をやる。

附 帯 契 約

一、組合役員は、この際金三万円を拠出する。

二、組合員は毎年出資一口につき、金五円づつ払込みをやる。

三、剰余金で年賦金を支払い、尚、残余があるときは、才一項役員の拠出金を優先的に補償し、次に前項の払込みに対し、定款の定むるところにより、年六分以内の配当が出来る。

新規加入者の払込みに対しても亦同じ。

四、前項により、剰余金を処分して、尚、残余あるときは、これを積立て、次期の年賦金の支払いに充当する。(以下略)

この、新たに、無利子十五万円を限度内に米販売資金として荘内販購利組合に融通する計画をふくんだ整理案を窪田知事も承認したのだが、県信連戸田会長は、同案を携えて、十月二十八日夜、県から同行の横田農業主事と共に、上京した。二十九日、戸田会長は、中央金庫で整理案を示し、低利資金二十五万円の借入方を申込み、その諒解を得て、三十日中金に戸田会長、篠原専務理事、横田県農業主事がおち合つて、二十五万二千五百円を借受け、同時にこれを、国債買入れの資金に充てるため、県信連の別段預金として、一先づ中金に預け入れた。

このようにして、中金から借受けた低利資金二十五万二千五百円で、国債を買入れ、これを荘内販購利組合に貸し渡して、

整理案通りの手順を運ぼうとしたのだが、これが、また、引つくり返ることになった。それは、中金経由の昭和三年度預金部地方資金が国債に変形して、これが、一組合の負債整理のために姑息な手段で、転々と質入されて行くというようなことは、許されていなかったためである。

そこで、十一月十八日、戸田県信連会長が上京し、別段預金としていた二十五万二千五百円を引出して、手形借入に一先づ振替え、他日、適当な時期に整理案による国債を買うことになったが、越えて、十二月十九日、内務部長名の「預金部地方資金供給に関する件」と標記による問合せが、県信連会長宛に来た。

この問い合わせは、先に県信連が借受けた昭和三年度預金部地方資金二十五万二千五百円は、どのように使われているか、資金の転貸先組合に関し、その名称、事務所々在地、資金借入希望額及び供給額ならびにこれが用途を折返し県に報告せよとの内容であった。県信連当局は、県の脊に乗らうとして、ましまと脊負投げを食った様なものであった。二ヶ月を経た昭和六年（一九三一年）二月十九日、米沢市、米沢信用組合外十三組合に対し、三万乃至一万円づつ合計二十五万二千五百円を転貸する見込みである旨を、県信連は県に回答した。

だが、この中には、荘内販購利組合は、含まれていない。こうして窪田知事の承認を得た県信連の整理案も、実施寸前にお流れになってしまったのである。

昭和六年（一九三一年）九月十八日、奉天郊外に柳条溝事件

が突発し、いわゆる満州事変の火ぶたが切られた。郷土からも出兵が続ぎ、衆目が満州にうばわれている時、十一月四日付で県内務部長から県信連会長宛の通牒が来た。それは、前年八月二十九日に行われた農林省係官の県信連監査に基く改善整理を要する事項をさし示すとともに、これに対する回答を要求するものであったが、県を通じて農林省の示す改善整理事項は、次のような内容であった。

一、県信連の貸付金中償還期限を超過したものの二十六万五千三百七十二銭（三十九件）があるが、その中に固定しているものを相当多額に含んでるように認められるから、速かに、これが回収整理を図ること。

二、荘内販購利組合に対する貸付金二十三万二千二百二十七円二十銭（六件）は、回収至難なるものと認められるので、極力回収に努めると共に適当な償却方法を講ずること。

償還期限の経過したものの二十六万余円に対し、荘内販購利組合に対する回収至難な貸付金は二十三万余円、これは前者の約九〇％に達する、従って、農林省でも、県信連の経営上、この荘内販購利組合に対する回収至難な貸付金の重圧は、黙視し得ないとして、その一部の償却を、しきりに迫っているのだから、これに対し、県信連はこの償却に反対し続けた。

昭和七年（一九三二年）一月には、上海事変が起っていた。

二月には、井上準之助、団琢磨氏の暗殺があり、五月には、いわゆる五・一五事件として有名な、総理大臣犬養氏の暗殺がある。少壮軍人の妄動、ついで軍部の政権への干渉が強烈となり

若手官僚もこれに乗じて抬頭して来た。

翌、昭和八年（一九三三年）三月には満州をめぐる、我が国の國際連盟脱退、五月の京大の滝川事件、神兵隊事件と右翼の行動派の動きが、目立って来た。これ等の動きは、昭和五年（一九三〇年）の最も深刻をきわめた不況を底辺として盛りあがった国民の不満に乗じ、政治經濟の諸般に互る改革を期するを名として自由主義体制をつきくづし皇道主義のファシズム体制を築きあげようとするものであったが、頭の上におしかぶさる古い体制の重圧に苦しみ、これを取りのぞいて、新らしい体制のつくりあげられるのを、待ち望んでいた農村に於ける中農層以上の青壮年の多くが、これを支持した。

そして、これ等の青壮年の口から「昭和の維新」なる言葉が前途の光明そのものように飛び出した。

新官僚の抬頭は、この波の上に乗ったものであった。

六月六日、農林省若手の官僚として知られた、經濟更生部産業組合検査官農林事務官蓮池公咲氏が、突然県信連の玄関先に立った。この六日から、引きつづいて十二日までの一週間におわたって、県信連の監査が始まった。その監査は、峻烈を極め、寸毫の隙も与えず、微に入り細にわたった。そして、十日、蓮池検査官は、県信連会長宛に、自己の官職氏名を明記した「推問書」を渡した。

推問書 本連合会は大正十年三月設立以来、五ヶ年に於て著しき發展を遂げ、自己資金の増大と事業經營の堅実なるまことに、将来を期待せらるるに至れる処、所屬組合たる有限責任

庄内販購利組合に対する巨額の債権回収困難に至りたるにさてつの端を生じ、爾來、これが解決のため、右組合との間に接衝を重ねられるも、遂に八ヶ年の久しきに亘りて解決の方途ならず、徒らに、死債の回収に恋々とし、いささかも、具体的進歩を見ず、却って、其の債権額を増大するの結果を招来せり。しかのみならず、此の間、にがき失敗の經驗を嘗めたるにもかかわらず本件以外にも亦、巨額の不良債権を生じたるは、まことに遺憾とする所なり。

今や、本連合会の財産状態は、危機に瀕し、これが整理は本會喫緊の急務にして、その方法如何は、本連合会の存続の能否に關する所なるのみならず、延いては、県下組合金融界に重大なる影響を及ぼすべきを以て、之が更生の方途を講ずるにつき直接責任を有する者の使命は、まことに重大なるものあり。

左の各項については、右の趣旨に依り慎重なる考慮を払い、具體的方途を講ずると共に、直ちにこれが実行に當ることを要す。

- 一、貸付金中回収至難と認めらるるもの別紙才一号表の通り有限責任最上信用購買利用組合外十一組合、其の金額三十七万二千百一十円六十九九銭あり。右、償却、整理の具体的方法並に時期如何。（後略）

この推問書は創立、日なお浅い県信連にさてつの端を与えたものは、所屬組合の庄内販購利組合に貸けたものがこげついたものであった事実を指摘し、「回収至難」のこげつき債権総額は三十七万二千百一十円六十九九銭、そのうち、庄内販購利組

合に対するこげつき分は二十三万八千五百一十円九十五銭で「回収至難」の十二組合に対する債権総額の六十四%を示していた。

蓮池氏の推問書は、即座に県信連の回答を要求する、膝詰めの詰問であった。

県信連では、全役員を召集して答申案を練った。その末、出来上った案は、やはり、荘内販購利組合が県信連に対する負債と同額の資金を、他から借入し、これを操作することで、県信連に対する負債を一時に完済し、そのあと、二十年賦を以て、荘内販購利組合の有する負債を、荘内販購利組合と、県信連相互の協力で、返済するという考え方を中心とする整理案であつて、県信連の不良債権の償却には一切触れようとしないものであつた。

この案を見せられて蓮池事務官は憤然として、「本官は之を受理せず」と云うや否や、示された答申案を、県信連理事者の目の前につき返した。

県信連では会長以下全役員徹夜をつづけて答申案を練り、十二日、漸く「推問書」に対する「答申書」を蓮池事務官が受理した。その答申書で、信連は、はじめて、償却を認め、庄内販購利組合に対する二十三万八千五百一十円九十五銭中、十万二千六百五十一円九十五銭を切捨て、残額十三万五千五百円を期限内に回収することにきめ、この回収については、昭和十一年（一九三六年）十二月末日迄の間に、藤島町小野木某の担保物件を処分して一万二千九百二十円を入金し、且つ、鶴岡駅前の

荘内販購利組合の事務所敷地を処分して一万二千円を入金する。

更に、荘内販購利組合役員に対し個人保証の請求に着手して昭和九年（一九三四年）十二月末日迄に残りの十一万一千五百八円を返金させる。このような内容の整理案であったが、農林省、県は少しも態度を変えず、十二月十九日には県内務部長から戸田会長に対して信連の減資を勧めて来たのであつた。

このような県と県信連との対立抗争の中で、昭和八年度（昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日迄）の県信連事業報告書の作成は、容易なものでなかつた。県は飽くまで、答申書を楯にして、不良債権の償却の要求を押しつけて来る。遂に、これを拒絶しかねて、県信連では荘内販購利組合に対する貸付金中十九万一千九百五十二銭、販売組合朝日社に対する貸付金中二千六百五十九円七十四銭其他合計十九万六千二百五十五円二十六銭を償却する事にし、なお、不良保証債務代位弁償荘内販購利組合分一万円其他合計一万二千二百円を損失金に計上することになった。

このようにして、損益計算では総益金十万八千九百八十一円八十銭に対し、総損金二十万八千六百五十七円五十一銭を計上これが補填方法として特別積立金から一万一千九百九十九円八十五銭、準備金から三万二千三百三十二銭、責任出金五千円合計四万二千二百三十三円二十二銭を充当し、差引き損金十六万二千三百四十四円三十四銭を次年度に繰越し、以後七ケ年間で毎年度剰余金を以て補填する見込みを立てた。

そして、六月九日、役員会を開いて、右事業成績報告案を討議し、通常総会に提出して承認を求めることとなり、一応、その諒解を得るため、評議員会を開いて、右の報告案を報告することになった。

ところが、しびれを切らした県では、六月十二日付内務部長名で、県信連会長宛、公式に通牒を送って来たが、その内容は不良債権償却では足りず、減資断行の手続きをとれと云う含みであった。六月十七日の県信連評議員会は、不安と焦燥の裡にあった。

六月二十日開かれた県信連才十四回通常総会もまた、騒然たるものであった。才一号議案、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損失金填補案承認の件が上程されると、発言を求めるものが続出し、その大分部が原案に反対するものだけで、採決を挙手によって問うこととなり、原案反対四十八組合、委任状十二組合、合計六十組合に達した。

しかし、当日出席総数一連合会及び百六十組合で、反対者数は、その半数に及ばなかったために、原案は無事可決となった。才六号議案の理事一名満期改選、ならびに他の理事および監事全員辞任につき、之が承認を求むる件、後任者選挙の件も異議なく承認され、評議員全員を詮衡委員とし、後任役員候補詮衡の結果、新理事に長谷川平五郎(屋代)柏倉信弥(東豊田)高橋広吉(米沢)渡辺周助(豊原)小松政治(寒河江)今野惣次郎(東郷)渋谷勇夫(北平田)山木武夫(新堀)新監事に高橋辰二(大塚)山口三右衛門(津山)竹内伊右工門(長沼)の

諸氏が候補に推され、総会は異議なく之をも承認、可決して、閉会した。

県信連は、戸田会長、篠原専務理事らが引責辞任した後老大な赤字を持って、新役員のもとに、難航の才一步を踏み出したのであるが新任の大部分の役員は、前途に横たはる難関をどうして切り抜けるか。これには全く自信がなかった。所属組合よりの信頼も、急激に低下して来ている。組合の不信と、県信連の経営に対する不安は、はつきりと貯金の上に現れて来た。

昭和八年度末現在で所属組合の県信連に預け入れた貯金残高は二百四万二百二円に達していた。それが昭和九年度末の貯金残高は、百二十万九千七百五十二円に激減した。年度内の支払い状況を見ても、昭和八年度は六百万五千六百八十三円の受け入れに対し、払戻しは、五百十五万一千七百四十六円で、受け入れは払戻しに比し八十五万円を越していた。

それが、九年度には逆になり、七百四十二万六千五百六十二円の受け入れに対し、払戻しは、受け入れよりも、八十三万円を超過して、八百二十五万七千十三円となっていたし、十六万二千三百余円の赤字があった。

柏倉専務理事出現のいきさつ

新たに選任された県信連役員会では、会長、専務理事を互選の結果、会長には、長谷川平五郎氏、専務理事には柏倉信弥氏を推したが、両者は固辞してうけない。長谷川平五郎氏(屋代)は、才鈍くして重任を負う器にあらざと承諾せず、柏倉信



柏倉信弥氏一家だ
んらのひととき
昭和九年、県信連専
務理事の大役を引き
うけた柏倉氏は某日
一家で鈴川の植木山
の松たけ狩りに興じ
た。(右から柏倉氏
清子夫人、長男輝昭
君)

弥氏(東豊田)の場合は、父、九左衛門氏始め柏倉家の一門
挙ってその任に耐えるものに非ずとして反対した。

しかし、他の役員は飽く迄、両氏の就任をあきらめず、理
事、監事を代表して高橋辰二(大塚)高橋広吉(米沢)渡辺周
助(豊原)小松政治(寒河江)等の諸氏が一再ならず、東村山
郡豊田村大字岡の
柏倉九左衛門氏邸
を訪うて、信弥氏
の専務理事就任に
ついての諒解を求
めた。

九左衛門氏も遂
にその熱情に感動
して信弥氏の就任

を認め、且つ信弥氏が若し、県信連の更生に失敗せば、全財産
を提供して、その責めを負うとまで約した。

信弥、若し失敗せば、全財産を投げうつと誓言したこの
父の激励は、信弥氏に堅い決意を持たせたのである。

柏倉信弥氏の専務理事就任がきまっても、長谷川平五郎氏の
会長就任は実現しなかった。十二月二十日柏倉専務理事始め、
高橋(辰)、高橋(広)、渡辺、小松の諸氏が東置賜郡屋代村に長
谷川平五郎氏を訪問、極力、会長就任方を懇請したが、長谷川
氏は、頑として承諾せず、若し、会長就任を承諾しなければな
らないものなら、理事をも辞退すると、遂に、理事就任をも拒
絶してしまつたのである。

他の理事にも、会長就任を承諾するものがない。結局、当分
会長を置かず、全役員一致結束して、柏倉専務理事を支持し、
県信連の危局を打開する旨を誓い、いよいよ、自らの手で、自
らの体面に手術を加える整理に着手することになった。

こうして、荘内販購利組合だけではなく不良組合に対する総
貸付額三十二万九千円中、さらに七万八千円、流入所有不動産
で五万二千円(内庄内関係の土地四〇、〇〇〇円、同建物一〇、
〇〇〇円)計十三万円の償却を要するものを発見し、しかもな
お貸付金中には償却を要するものもあるので、昭和九年度への
繰越損失金十六万二千三百四十三円十四銭に、少くとも十三万
円の償却を加えると、昭和九年度は、二十九万余円の大穴とな
って現われて来る事が明白となつて来た。

そこで、この大穴を埋めるには、毎年度の剰余金を、これに

投げこむことになるのだが、それだけでは、致し方がない。……というわけで、十二月二十三日の評議委員会では、県から助成金として五万円の支給を受け、さらに、所属組合から、無利子貯金を吸収し、負担金を徴収することによって補填するという対策案を決議した。

だが、流石に、この評議員会も、県信連の減資問題を、積極的に論議の対象とすることを嫌ったのであったが、県ではその後、しきりに減資案を持ち出して来た。しかも、県では、減資の上に、同額の増資を行い県信連の内容の健全を図るならば、相当の助成をも行うとほめかして来たのである。

減資に次ぐ同額の増資……これは、たしかに、県信連の財務内容を健全にするが、しかし、所属組合の経営に及ぼす影響は、決して小さなものでない、要するに、所属組合に犠牲を強いて、県信連が建ち直ろうとするものである。全役員は、この点で苦悩の底に呻かねばならない。だが、この途以外に、県信連更生の途がないとすれば、断じてやらねばならないとの固い決意で県信連は、更生に向けて脊水の陣を敷くことになった。先づ才一に、出資一口（二百円）に就て、その四分の一の五十円宛の割合で減資する。

ついで、これと同時に、同額の五十円宛の増資を行う。なお、これを以て不足の場合は、県に助成交付を願ひ、一面、剰余金を以て補填しようとする十ヶ年更生計画を昭和十年（一九三五年）五月二十三日の評議員会に提出した。

当時、昭和九年度事業成績は明かとなつて、九年度の損

失金合計は、二十九万八千五百八十五円六銭でこの損失金の補填に充てられるものは、準備金から僅かに四十円だけであつて、差引き、十年度に繰越される損失金は、二十九万八千五百四十五円六銭となるわけであつた。

五月二十三日の評議員会は、この驚くべき赤字に度胆をぬかれ、やがて、これをどうして埋めるかについて論議が展開された。柏倉専務理事は、減資と同時に同額増資案を印刷物で提示し、まず出資総額三十四万三千円の四分の一を減資する、これによって、生じた八万五千七百円を損失金の填補にあてることを説明し、次に、この減資によって招来する県信連の資力の弱さを補うために、減資と同時に同額の増資を断行する決意である旨を述べた。

果然、評議員会は、わき立った、甲論、乙駁、評議員会は激論の場と化してしまつた。しかし、こうして討論を重ねて行くうち、評議員間相互の間にも、次才に一致点が見つかつて来て四分の一減資、同時に同額の増資を中心とする更生原案は二十対一で承認可決され、五月三十日の才十五回通常総会となつた。県信連才十五回通常総会は、三十日の午前十時から山形市農業会館内で開かれたが、総会も、この償却と巨額の赤字に、攻撃の矢を県信連当局に向つて放つて、一応、償却案を認められたものの、二十九万八千円を超える赤字を埋めるための減資ならびに増資案については、又も混乱を極める激論が交わされた後、多数を以て原案は可決された。

こうして、総会の決議を以て、県信連は、いよいよ、更生の

才一步を踏み出したのである。

先づ十年度の繰越損失金二十九万八千五百四十五円六銭を、出資減少八万五千七百円と、九年度脱退組合分担金一万二千四百十五円計九万七千七百四十五円五十二銭とで埋める。差し引き二十万七千九百九十九円五十四銭の填補については、十ヶ年計画を樹てて、その完遂を期する……と云うことになった。

外には、反産運動が強烈にくりひろげられている。内には、組合金融の牙城の再興成るか否かが危ぶまれている。

ついに成った信連の再建

信連全員体あたりの苦闘

昭和十年（一九三五年）五月三十日の才十五回通常総会で、四分の一減資同時増資案が本決りに決り、県信連当事者は、総会決定の方針を緩める事なく、断固として進んだ。まず、十年度に繰越された損失金二十万七千九百九十九円五十四銭を解消するために、昭和十年度を才一年度とし、昭和十九年度を最終の才十年度とする次のような損失填補十ヶ年計画案を作成した。

計画年度	事業年度	県費助成	年度内剰余金	計	繰越損失金
一	昭和十年度	七、〇〇〇円	一、七五〇円	八、七五〇円	一九二、〇四九円
二	昭和十一年度	七、〇〇〇	五、二一七	一二、二一七	一七九、八三二
三	昭和十二年度	七、〇〇〇	八、四五〇	一五、四五〇	一六四、三八二

この十ヶ年計画案が、単なる紙上プランに終るかどうかは、県信連役員にとっても、その浮沈を決する重大な課題であったので、一致結束、その実現を期すべく努力した。

これを、事業上の実績について見れば、昭和九年度末における貯金残高が、前年度に比し八十三万余円の激減を見せたのに、十年度末における貯金残高は、前年度末に比し四十四万四千七百四十一円を増加して、百六十五万四千四百九十三円と、向上の方向に転換したのである。

昭和十一年（一九三六年）二月二十六日、所謂、二・二六事件が突発して全国を驚かした。しかも日華の紛争はますます拡大して行くばかりであった。四月十九日午前十一時二十分、市内教育会館樓上で、県信連評議員会が開かれた。この評議員会は、昭和十年度（昭和十年四月一日より昭和十一年三月三十一日迄）の事業内容の報告を主とするものであったが、この年度内の剰余金は、六千八百二十九円九十一銭で、十ヶ年計画案に

昭 和 十 三 年 度 和	昭 和 十 四 年 度 和	昭 和 十 五 年 度 和	昭 和 十 六 年 度 和	昭 和 十 七 年 度 和	昭 和 十 八 年 度 和	昭 和 十 九 年 度 和
七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
一一、〇八二	一四、二六五	一五、四〇七	一八、一八七	一九、六三五	二二、六〇〇	二七、八〇二
一八、〇八二	二一、一六五	二二、四〇七	二六、一八七	二六、六三五	二九、六〇〇	三三、八〇二
一四六、三〇〇	一二五、一三五	一〇二、七二八	七七、五四一	五〇、九〇六	二一、三〇六	一三、四九六

よる才一年度（昭和十年度）の年度内剰余金一千七百五十円に較べると、約四倍の実績となった。これは単に戦時体制のインフレの波にのつたためであるとは云えず、更生に就いての役員員の粉骨碎身の努力によるところが大であった。

この調子で進めば十ヶ年計画は二、三ヶ年短縮して更生の実現を期することも決して難事ではないことが明かになった。次いで四月二十五日、才十六回通常総会が開かれたが、頗る明るいものとなり、任期満了の役員の改選も次のように大部分が再選となった。

。理事高橋広吉(再)、渡辺周助(再)、柏倉信弥(再)、今野惣次郎(再)、山木武夫(再)、渋谷勇夫(再)、高橋辰二(新、前監事)、小松政治(再)

。監事加藤忠太郎(米沢・新)、鈴木市三郎(楯山・新)、斎藤松太郎(広瀬新)

会長には高橋辰二氏を推し、柏倉理事が家庭の都合上、信連常勤が困難となったので、専務理事に小松政治氏を互選、柏倉氏は常務理事に回って、会務を補佐することになったが、翌昭和十二年（一九三七年）七月、芦溝橋事件をきっかけとして日華事変がばっ発、柏倉常務理事、村山周三郎主事が前後して召集されて北支に渡った。

柏倉、村山両氏の応召で信連は小松専務理事を中心に陣容をかため、さらに更生一途に進んだのであるが、昭和十四年、県購販連が山居倉庫の賃借に成功、戦争下の米穀の一元集荷を始めたことが、米穀資金を扱う信連の業態にも大きく響き、十四年度の年度内剰余金は前年度の三倍に当る、五万六千九百七十

と飛躍的な増加を見せたのである。従って信連苦心の結晶である更生計画十ヶ年を六ヶ年で達成することが出来る見透しがはっきりして来た、昭和十五年（一九四〇年）九月、農林省は産業組合検査官伴四郎氏を県信連に派遣して事業内容を監査させたが、県信連役職員は、はち切れるほどの自信を以てこれに応じ、高橋辰二会長は次のような明るい答申書を伴検査官に手交したのであった。

答 申 書

答 申

一、事業の運営方針に関する件
支那事変発生以来、県下産業組合の著しき発達に伴い本会事業の発展も見べきものあり。昭和八年以来、本会損失金の補填に鋭意努力し来りたると県費の助成等に依り、当初予定より速かに補填完了の見透しを為し得る状態となりたるに付ては、今後に於ける余裕金並に、山居倉庫の県購販への移譲に關し、所屬組合の米穀集荷の統制強化等に伴う金融については、別記に基き事業の運営に當り、国策に副うと共に、所屬組合の拡充強化に資し度き所存に御座候

余裕金の管理

農村経済の好転と貯蓄奨励運動の推進により本県産業組合の貯金額は急激に増加し、従って本会の貯金額も亦、急増し、現在に於ける余裕金は、五、七八一、七八〇円一六匁にして、其の運用状況は有価証券三、一一九、三三三円三五匁、預け金二、六四六、七一一円八二匁（内、中金への預け入れ二、三三二、八八四円四〇匁其の他三三三、八二七円四二匁）現金一五、七四四円九九匁なり。有価証券中、支那事変国債保有額は、有価証券保有額に対し七・八%に過ぎざる実情にあるを以

て、今後に於ける余裕金増加の状勢より見て、毎月平均一〇万円程度本年度末迄金六十万円の事変国債を購入することを決議したり。

米穀集荷に対する金融計画

従来と雖も時の米穀事情並に県下米穀機構に即し金融に当り来れり。特に昨年度に於ては、庄内に於ける米穀特殊機構たる山居倉庫の本県購販連への移譲成り、これが事業資金の融通申込みを受くるや、時を移さず、臨時総会を開催し、資金融通の途を開き、六十万円の貸付契約を締結すると同時に、同総会に於て県購販連に対する米穀資金貸出最高限度七十五万円を百万円に増額決議して、積極的に金融に当れり。

支那事変の長期化と歐洲に於ける新秩序戦は、必然国内食糧の確保統制を要求せらるるところとなり、米穀の集荷配給新機構に依る産業組合の負うべき役割一段と重きを加うるに至れる現下の米穀事情に鑑み、所属組合の余裕金を以て、全面的に米穀取扱いに当らしむべく指導を為し、其の不足に対しては、左記計画により資金の融通を計らんとす。

記

昨年度（自昭和一四、八、一至昭和一五、七、三一）県購販連米穀取扱実績並に之に対する本会資金融通実績。

県購販連米取扱実績 百万九千俵

価格 千七百二十七万六千円

本会の米穀資金貸出累計額 二百三十五万円

取扱実績に対する貸出累計割合 一三・六%

同右貸付残高最高額の割合 二・六%

本年度（自昭和一五、八、一至昭和一六、七、三〇）県購販連米穀取扱見込み並に之に対する本会資金計画

県購販連取扱予定計画

百八十五万俵
見込価格 三千四百四十五万円

本会米穀資金貸出累計額（右に対する割合一五%とす）

四、七一七、五〇〇円

同右残高最高額（二〇%）

九四三、五〇〇円

以上より見て積極的に資金取扱いするも、決議せる庄内倉庫資金六十万円と、更に百万円の仮渡資金、計百六十万円の準備にて充分にして、右資金に関しては、借入金を要せざるものと思料す。

尚、肥料資金、木炭資金、藪資金に対しても、それぞれ、積極的取扱を為すものとす。

右答申候也。

昭和十五年九月二日

保証責任山形県信用組合連合会

- 会長理事 高橋 辰二
- 専務理事 小松 政治
- 理事 山木 武夫
- 同 今野 惣次郎
- 同 監 事 斎藤 由右衛門
- 同 鈴木 市三郎
- 同 大沼 政吉

産業組合検査官 伴 四郎殿

昭和八年（一九三三年）六月十日の蓮池「推問書」以来この昭和十五年九月二日伴「推問書」に至るまで満七ヶ年余を経過し、県信連は、昭和十五年度に完全に、大穴を埋め、差引き剰余金七千五百四十三円を出した。十ヶ年計画を樹ててから丁度六年目で、この間、県費補助として交付された金額は、合計三

万八百円であった。

計画年度	事業年度	県費助成	年度内剰余金	予想外繰入分	計	繰越損失金
一	昭十年度和	1円	六、八元	三、三六元	七、〇〇元	一、三、七〇元
二	昭十一年度	七、〇〇元	七、五三三	一、五三三	一六、〇〇五	一七、六六六
三	昭十二年和	七、〇〇元	八、三二元	八、四四六	三三、〇七二	一、五、〇七一
四	昭十三年和	五、六〇〇	一、七〇〇	一、七元	二、四、三三六	一、九、七三三
五	昭十四年度和	五、六〇〇	五、九七七	二、九七六	三、〇、四五五	四、〇、三三七
六	昭十五年度和	五、六〇〇	六、三三〇	—	七、八八〇	七、五三三

この事業成績を報告する才二十一回通常総会は、昭和十六年（一九四一年）四月二十六日県教育会館で開かれた。

高橋会長、議長席につき、議事を進めたが、連合会創立以来二十周年で、一旦破局に立った県信連の更生成れるを喜び合った。南原農産信販購利組合長小山松太郎氏は感極まって、連合会当局の苦心経営に対して熱烈な謝辞を述べ、原案は無条件賛成の声に送られて何れも承認可決となった。

この年、昭和十六年（一九四一年）十月、東条英機陸軍大將を首班とした軍部独裁内閣が成立、十二月八日、遂に日本を破滅に陥らせた太平洋戦争が開始されたのであった。

県購連・強行に発足

昭和二年（一九二七年）春当時の山形県内二二六市町村のうち

産業組合設置町村は一六一、組合数二六八、組合員数は三万八千五百四であった。

。郡市別組合数および未設置町村名

郡市	町村数	組合設置町村数	組合員数	組合未設置町村数	未設置町村名
山形市	—	—	六八四	—	—
山形郡	—	—	—	—	—
南郡	一七	一一	一六	六	西郷、宮生、金井、榎沢、本沢、山元村
南郡	一七	一一	一六	六	西郷、宮生、金井、榎沢、本沢、山元村
山形郡	二四	二一	四三	三	高瀬、干布、楯山村
山形郡	二四	二一	四三	三	高瀬、干布、楯山村
山形郡	二二	二〇	四一	一	七軒村
北郡	二四	一五	一八	九	西郷、大倉、袖崎、東根、大石田、大高根、横山、宮沢
北郡	二四	一五	一八	九	西郷、大倉、袖崎、東根、大石田、大高根、横山、宮沢
最上郡	一九	一四	一九	五	八向、鮭川、安楽城、角川、豊田
最上郡	一九	一四	一九	五	八向、鮭川、安楽城、角川、豊田
米沢市	—	—	—	—	—
米沢市	—	—	—	—	—
南郡	一一	八	一〇	三	三上長井、中津川、塩井
南郡	一一	八	一〇	三	三上長井、中津川、塩井
東郡	二一	一九	三三	二	二井宿、漆山
東郡	二一	一九	三三	二	二井宿、漆山
西郡	一八	一六	二六	二	添川、小国本村
西郡	一八	一六	二六	二	添川、小国本村
鶴岡市	—	—	—	—	—
鶴岡市	—	—	—	—	—
東郡	二八	一七	二〇	一一	余目、本郷、山添、黄金、渡前、押切、八柴島、手向、新堀、栄、広野
東郡	二八	一七	二〇	一一	余目、本郷、山添、黄金、渡前、押切、八柴島、手向、新堀、栄、広野
西郡	一六	七	七	九	田川、鮑海、山戸、豊浦、上郷、加茂、東郷、京田、大泉
西郡	一六	七	七	九	田川、鮑海、山戸、豊浦、上郷、加茂、東郷、京田、大泉

飽海郡	二七	一三	一三	三、二三四	一四	南田、上郷、内郷、北俣、西平田、北平田、西平田、上田、一条、観音寺、南遊佐、西遊佐、吹浦、飛鳥
合計	二二六	一六一	二六八	三八、〇五四	六五	

右の二六八組合のうち、信用組合は僅かに七四組合で、大部分が購買組合か、購買、販売組合、または信、販、購、利、云うところの四種兼営組合が多く、各組合とも活発に動いてい

た。
大正十年（一九二一年）四月に県信用組合連合会が設立された当時から既に町村組合から県一円の事業連合会を組織すべしとの説がくり返えされているうち、大正十二年（一九二三年）四月には全国購買組合連合会も設立し、他県にもぼつぼつ県連合会が設立され、次才に県連設立の空気が醸成されて行った。

大正十五年（昭和元年）に県産業課（課長伊藤貢氏）主催の「産業組合協議会」が開かれた。当時の県産業課は産業組合指導を担当し、馬場光三農林主事が組合係りの主任官となり、数名の係官のほかに組合にも地域担当の指導員を委嘱し、組合の育成、指導に当たっていた頃で、この産業課の組合担当が昭和に入つて農商課、商工水産課、経済更生課、企画課、太平洋戦争中は統制課の所管に移る等変転をくり返えしたものである。

大正十五年の産業組合協議会は

①産業組合法改正事項 ②農業倉庫業法改正等関係法条改正について
の打合せのほかに、会議に出席した西村山郡駐在の産業組合指導官荒木昌三氏から

① 県下一円を区域とする購買組合連合会設立について
を議題として提出し、産業組合事業発展のために急ぎ県購買連を設立すべしと力説、「県購買組合連合会設立参加または加入決議のための総会召集」案とともに可決し、その日から産業課員全員をあげての県購買連設立の準備が始まったのである。

県購買連設立に乗り出した県は、県内を六地区に分けて、中央会山形支会の協力を得て一斉に係官が組合回りをやったが、馬場主任官をはじめ、鈴木二郎、山口豊、齋藤敏夫、新井秀夫、太田富治、荒木昌三、鈴木重治氏等が連日組合を戸別訪問して県購連加入を勧めた、県の設立に見せた熱意は非常なもので、購連加入の必要か、どうか等の理屈は組合側から取り上げず、文句なしに絶対に全組合参加を強行するものであった。組合歴訪に当って係官が教え込まれた「購連加入勧誘の心得」なるものを見ると

① この際、必要の有無または多少を問わず、県下購買組合運動の進展に貢献する意味で全組合あげて加入させること。

② 加入はこの際、組合理事の単独意思で行わせる、加入した組合は次の序の総会に附議、事後承認を求めること。（ただし、どうしても総会の承認を得られないときは購連加入を取り消すことにする）

③ 出資はなるべく組合総資産高五千元につき一口の割合で取得させること、ただ組合の事情がその割合に困難な場合があつても一口だけは絶対にこれを取得させること。

④ 加入申込書を提出すると同時に出資一口につき、才一回の払込金五円を支払わせること。

等、県の購連設立には文字通り課員総動員して東奔西走、目指

す全組合加入に成功、昭和二年（一九二七年）三月、山形市で創立總會開催にこぎつけ、三月十四日設立認可をうけて、保証責任「山形県購買組合連合会」（会長青木源三郎氏）が山形市香澄町木の実小路二九九の一（七日町新道）の県信用組合連合会事務所と同居して誕生したのである。

県信連が発足して六年後のことである。

名称 保証責任山形県購買組合連合会

出資一口の金額 五十円（出資才一回の払込金額五円）

役員 理事七名内外、監事三名内外とし、理事中より会長、副会長各一名、専務理事若干名をあげる

事務所 保証責任山形県信用組合連合会事務所内におく

業務 個有業務（県下購買組合取扱物品の主なものを見込み、又は注文により買入れ配給する）、委任業務（全国購買組合連合会の支店業務を引きうける）

運転資金 当初は約五万円とし、低利資金、産業組合中央金庫資金、又は信用組合連合会資金に求める

当初一ヶ年の取扱高 約三十万円

当初一ヶ年の損益見込 総損金一万円、総益金一万五千元、剰余金五千元

創立当時の役員

会長 青木源三郎（県農会長）

副会長 近岡卯吉（新庄）加藤長三郎（大山）

専務理事 高嶋清五郎（県農会副会長、山形）

理事 大野豊、後藤源吉、若月長次郎、牧野新蔵、小野田豊吉、

桜田市弥、篠原吉次郎

監事 内藤栄吉、斎藤惣太郎、池田嘉惣次

評議員 伊藤忠、佐藤元吉、田中彦作、西沢忠右工門、渋谷源太、

小松政治、喜早彦太、鈴木藤之助、五十嵐源三郎、渡辺孔太、貝

沼孝策、高橋八郎、石岡要蔵、奥村友次、横山孫助、鈴木文右工

門、佐藤多右工門、五十嵐作之丞、斎藤金吾、藤塚長次、小松八

十助、黒田玄仙、山本清一郎

の諸氏で、青木源三郎会長は同年十月には県会議長となった。

荒木昌三氏が県から購連に

かつての県信用組合連合会設立当時、県庁にいた篠原吉次郎氏が信連の設立を世話した後、栗原喜内氏を助けて信連入りをしたのと同じように、県購連設立を提唱した県産業組合指導官荒木昌三氏は県購連が発足すると同時に県から出向の形で県購連主事となり、三月三十一日付でイスを七日町新道の購連事務所に移し、ただ一人だけで設立直後の事務を取扱ったのであったが、同年五月になると荒木氏に続いて同じく県から小林駒次郎氏が採用となり、荒木氏が総務、小林氏が経理を担当、五年後の昭和五年に三人目の職員、岩田広作氏が入って来るまでの四年間を二人だけで働き続けたものである。

販売事業を始めて購販連となる

信連と合併・さらに県農業会に

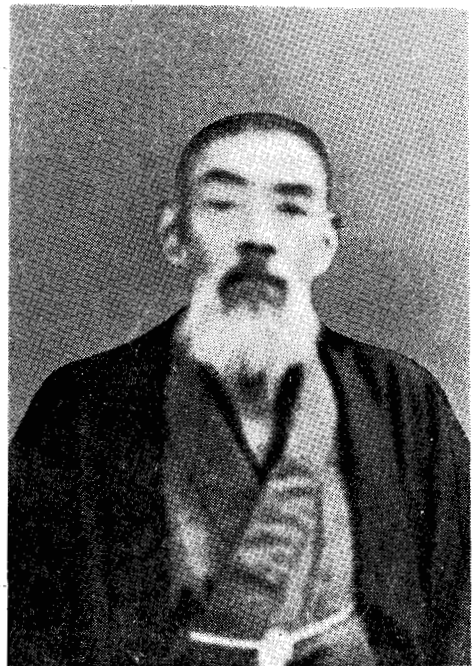
昭和二年三月に発足した県購連は昭和五年十月に、岩田広作氏を採用して肥料の取扱いを始め、農村用の雑貨とともに強

力に購買事業を押し進めたが、昭和六年四月二十二日、定款を変更して販売事業を兼営、同年九月から米を取扱い山形県購買販売組合連合会となりさらに置賜利用組合連合会経営の置賜病院（三十三年四月から米沢市立総合病院となる）も連合会経営に移して購連、販売、利用組合連合会の名称に変わった、太平洋戦争に突入して一ケ年後の昭和十七年（一九四二年）十二月八日には県信用組合連合会と一体となって「山形県信用販売購買利用組合連合会」という長たらしい名の団体に発展し、手狭な七日町新道の事務所から七日町字東前六一〇の三にある旧県立物産陳列館に移転したのであった。

ここまでが産業組合の純粋な性格を持ち活動した農業団体であったが、戦局が発展するとともに農業団体の並立を許さず、東条戦争内閣は各農業団体に對して統合の絶対命令を出し、十八年（一九四三年）十二月二十四日には県農会等と統合した「山形県農業会」になってしまった。

高橋辰二会長、吉松専務時代続く

創立から農業会まで前後十七年間の県購販連に名を連ねている役員には、創立から昭和八年までが青木源三郎会長、高嶋清五郎専務理事であった、青木会長は八年十一月、病気のため県会議長を辞めるとともに会長のイスを退き、才二代目の会長に副会長の北村山郡大富村藤助新田、牧野新蔵氏が就任したが、翌九年八月には東置賜郡大塚村、県政界の大先輩である高橋辰二氏が会長となった。



山形県購買組合連合会第二代会長牧野新蔵氏

高橋辰二氏はその後県信連会長と県購販連会長を兼務し、二年八月、十五年九月と三回にわたって県購販連会長になり、団体の名称こそ違っていたが県購販連と県信連の二つを一人の会長、高橋辰二氏が手中に収めて、県購販、県信用の二団体を兄弟以上に色濃い関係にしてしまったのである、創立以来十余年間、名専務の評判を勝ち得た高嶋氏は高橋氏が二度目の県購販連会長に就任して間もない昭和十二年九月退職して、後任には県經濟部農務課長の吉松正彦が高橋会長の求めに於じて十月二日才二代の専務理事に就任した。

この高橋会長、吉松専務理事の組合せは昭和十七年十二月の

県信用販賣購買利用組合連合会、十八年十二月に県農業会になつた後まで長く続けられたものである。その他の役員としては理事に



昭和9年(1934年)当時の県購販連、県信連職員

(この写真は購連の太田正次氏が1月10日の山形連隊へ入営を前に、両連の職員が顔を揃えての記念撮影である。)一前列左から、小林哲四郎(購)、栗原喜内(信)、小林駒次郎(購)、太田正次(購)、高嶋清五郎(購専務)、荒木昌三(購)、高橋(田村)達男(購)、中列左から、工藤忠一(信)若木秀雄(信)、寒河江正雄(信)、荒井タツエ(購)、早坂キタ(購)、武田長太郎(信)、細谷庄一郎(信)、横山賢恵(信)、後列左から、柏倉信弥(信)、長島米雄(購)、増田(岡崎)亨(購)、岩田広作(購)

氏家栄正(天童販購利組合、昭和一二・一〇・一一)、庄司信吾(共北販売組合、同上)、高橋広吉(米沢織物製造信販購組合、同上)、渡辺周助(豊原信販購利組合、同上)、安孫子芳尾(柴橋信販購利組合、一

四・九五)、昭和十四年九月に山居倉庫賃借契約が実現した直後の臨時総会で役員を増員して新たに酒井忠孝、三矢正敏(阿氏共山居側)、山本武夫(新堀信販連利組合)、渋谷勇夫(北平田信販連利組合)の四氏、富樫義雄(大和信販連利組合、一五・一〇・一一)、五十嵐源三郎(新庄信販購利組合、一六・八・三〇)の各氏がおり

また監事としては
佐藤元吉(滝山信販連利組合、一三・八・三〇)、堀隼雄(中平田信販購利組合、一四・九・二二)、富田利吉(鶴岡、同上)、本間八右門(大山信販購組合、一五・八・三二)、小山松太郎(南原農蚕信販連利組合、一六・八・三〇)の諸氏であった。

その他、県知事、県会議長、県農会長等を顧問に、県信用連専務理事、県関係課長らを相談役にし、十余名の評議員、肥料委員を設けた。

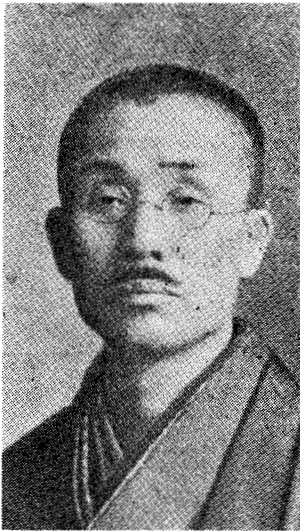
一方、職員は会の業務が伸張し、取扱いが増加するにつれて、年毎に増員されて行ったが主な人々としては創立当時、昭和二年の荒木、小林両氏に続いて、実際に購買事業が軌道に乗って、肥料を取扱うと五年十月には岩田広作氏、經理関係に太田正次氏(昭和六年六月)、資材係りとして小林哲四郎氏(七年四月)、昭和七年八月に鶴岡出張所を新設して購買一般業務を庄内各組合のために開始することになり大和村の小林徳一氏が同出張所勤務として採用された。この出張所は後に庄内支所となり、小林氏は支所長となったが、庄内支所こそが、昭和二十三年八月に設立された庄内購買農業協同組合連合会の母体となったもの

である。

翌八年十月、当時寒河江町農会技手であった田村（高橋）達男氏が入り米を取扱った、同じころ、赤湯出張所が開設されて梨郷の武田佐内氏が同所に勤務、長島米雄氏が本所經理、増田亨氏が資材係、九年四月に須藤松美氏が庶務（後に赤湯支所長）、同年八月には肥料共同計算係りとして保科保忠氏、同氏と前後して資材係りに小川良助、加藤藤吉（庄内支所）の両氏、続いて九年十一月には木炭販売を始め西村啓四氏、十一年二月になると県林務課主任技師横田光夫氏が国庫助成職員として、同じく木炭取扱いのために採用となった。

さらに高宮陸三氏、中央会山形支会から昭和十五年一月、皆川清輝氏等が相次いで県購販連に入った。

高嶋専務理事 昭和二年の創立から十二年まで十年余、県



創立から10年間県購買連
専務理事をつとめた高嶋
清五郎氏

購買連合会の専務理事をつとめた高嶋清五郎氏は明治七年二月十二日南村山郡金井村黒沢で生れた、小学校を卒えると東京錦

城中学校に入学したが中退して近衛歩兵才四連隊に現役入隊、日清、日露の両戦争に従軍した勇士である。

明治三十八年十一月に凱旋、四十二年山形商業会議所議員、市農會議員、同会長、県農會議員、同副会長等を経て、大正四年九月、県會議員、同五年山形市議に当選して両方とも数期つとめる等山形市政から県政まで氏の活躍舞台であった。県政一方の雄、青木源三郎氏が会長となって昭和二年三月、県購買組合連合会が設立されると、会務を実際に指揮する専務理事の適材として政友の氏に購買の一切を委ねたのである、氏が十二年九月の辞任まで十年余、購買会長は青木氏から二代目牧野新藏、三代目、高橋辰二氏と代ったが、会長三氏とも高嶋専務を信頼し切っていたし、氏は職員を手塩にかけて育て、県購連特異の筋金入りの多くの組合人を輩出したものである、昭和二十八年一月二十二日、八十才で逝去した。

北山形につくった肥料工場

米、木炭、農産工場ゾウリ表へ

県購買組合連合会が取扱ったものは肥料、雑貨を主としたが、中でも肥料には非常に力を入れた、農家一戸の全国平均の消費額は昭和五年当時で五十三円であり、山形県の場合はそれよりも多く八十二円となっていた。

全国の肥料商は四万五千六百人で農家戸数百二十戸に一軒の

割合だが山形県は農家九十五戸に一戸の肥料商がおり、農村を荒し回っていた当時であるから、県購買連では肥料の共同購入を計画した。

それには組合未設置町村解消、全農家の組合加入を勧め、さらに全購買組合の肥料取扱いを実現するために、昭和五年一月の産業組合中央会支会役員、主事協議会では「産業組合で肥料配給の統制を期するために実行すべき事項」として次のような方法を決議した。

一、組合員の使用する肥料の全部を農村産業組合で取扱うため左記事項を実行すること

① 組合は町村農会と協力して各組合員の一ヶ年間に使用する作物別の肥料の種類および数量を調査すること。

② 組合は町村農会と協力し前項の調査で各組合員の使用する肥料の全部を組合から購入するよう勧奨し、その取りまとめ、配給および施肥の指導等は町村農会の協力を得ること。

③ 組合は村農会の経費に対し相当の寄附を行うこと
二、組合で取扱う肥料はすべて県購買組合連合会から供給をうけるとし、県購買連は全国購買連と協定して全購連から全部の供給をうけること。

三、配給肥料については支会、県購買連が県肥料係り、農事試験場および県農会等と協定して各作物に対する特定肥料の配合方法を決定して全国購買連に通知すること。

この申し合せに従って県購買連では全組合を動員して肥料の一括配給をはじめ、肥料商人の駆逐に努めた、そのためには県内各地で中央会主催の「肥料配給改善講演会」を開き、中央会主

事井関善一、全購連新潟出張所主任武井登氏を講師に、肥料に関する知識を農民に吹きこんだが、政府も産業組合による肥料配給事業に対して昭和五年度から十ヶ年間、肥料配給改善助成金四百万を支出する等、肥料の組合取扱いを大いに奨励した。

山形県でこの助成金を交付されたものは

昭和五年度（県購連七七四円、達摩寺信購四四六円、大曾根信購四二三元、大富信購利四五一円）

昭和六年度（県購連一五四八円、寒河江信購利三〇二元、大寺村信販購利四三六円）

等で、県購買連は昭和二年設立早々、農村に出回っていた肥料商の粗悪な肥料に対抗するため、優秀な完全肥料を製造する計画を進め昭和三年県農林技師市川岩蔵、県肥料検査官剣持房治の両氏を囑託にして山形市着町の高嶋専務理事所有の工場で、肥料製造を開始した。この工場では大豆粕、硫酸、過燐酸、魚粕等の内容を明かにし、縦覧を許し、大いに組合の信用を博し、県購連肥料の名声を高めたものであったが、後年、全購連で各県購買連からの出資と国庫補助金とで肥料の製造工場を横浜市に設けたので、県購連もこれに合流することになって、製造を中止し、その後は他県と同様、全購連の肥料を取扱うことになったものであった。

県購連の昭和五年から十四年まで十ヶ年間の肥料配給計画は、才一年度の一千トンから始まり、昭和十四年には三十倍の三万トンを計上したが、毎年度とも計画量を上回り、県下全肥総消費量の三分の一を県購買連が取扱った。

また雑貨の取扱いとしては地下タビ、ゴム靴、石けん、学用品、歯磨等に主力を注ぎ、あらゆる機会に積極的活動を続けた。

県購買連は昭和六年四月、販売事業を兼営することになり、九月、米の販売を開始した、同年四月二十七日には「有限責任全国米穀販売購買組合連合会」の設立に参加し、責任出荷数量二万八千五百十五俵を引き上げたが、各所属組合を勧誘して極力出荷に努力した結果、責任数量を超過すること約二万俵にも達し、全販連東京事務所管内での最優位をかく得した、さらに同年十月の政府才一次買上げでは全販連と所属組合と連絡し、二万三百十俵を応募し、翌七年二回にわたる政府の内地米買換えには五千八百五十三俵を納入した。

昭和九年（一九三四年）は東北地方は未曾有の大冷害に見舞われ、県下の全農村は疲弊のどん底にたたきこまれ、農村救済事業の一つとして取り上げられたのが木炭の産業組合取扱いで、販売統制を行うことになった。

木炭事業指導のために全販連には島田秋田営林局長が理事として入り、全国販売連に号令した、これに呼応して山形県購買連でも県と秋田営林局の指導、協力で木炭取扱いを開始し、同年十一月、西村啓四氏がこの担当者として採用されたが、小麦、ワラ工品等の農村副業が次才に伸張して来たため、同氏は副業係りに回り、木炭事業には昭和十一年、県林務課主任技師横田光夫氏が引受けるようになった。

昭和十三年になると県購買連は農村工業に着手し、三月、山形市宮町二五九〇の北山形駅東口に県購買連農産加工山形工場

を開設して、桜桃、洋梨、やたら漬、ゆで小豆等の食料品を製造した。

この事業開始には明治製菓会社の農学博士清水正雄氏を顧問にし、製造の指導をねがった、工場敷地百三十坪は東金井村組合がさきに農業倉庫を建設するため購入していたもので、これを譲りうけようとした県購買連との間に価格の点でどうしても折り合わず、五十嵐政次郎東金井組合長は坪十四円を主張したのに対して、購販連側では坪十三円五十銭を切り出して譲らず、一時は欠裂しようとしたが、東金井側が五十銭を値引きして商談が成立した、初代工場長には荒木昌三主事が兼務したが、間もなく県農会技師村川喜八郎氏が工場長に就任した。この工場は昭和十八年十二月、県農業会に引継がれ、二十三年には「山形県農村工業農協連」経営に変わった。

県内の農村中、古くから寒河江、高松村をはじめとして、西、東、北村山郡の各組合ではぞうり表の手押し製造が行われていた、農村の副業と云いながら、その生産高は昭和十五年当時で年産一千三百万足、実に全国の七割を占める大量がこれらの農村から製造されていたのであった。県購買連ではこの山形県特産物を機械化することを計画して、吉松正彦専務理事は鈴木幾太郎（県農産物検査所ぞうり表担当官）、西村山郡柴橋村組合長安孫子芳尾、寒河江組合専務渡辺七助の各氏と相談、西村副業係長に命じて、製作機械の製作に成功、他の生産県を視察する等一切の準備が成って、翌十六年秋、寒河江組合に全国で最初の「寒河江ぞうり表加工工場」を開設した、渡辺七助氏が

工場長心得を命ぜられ、珍しい機械製造を始めたので、その評判は全国的なものとなり、斯道奨励の意味で昭和十七年徳川侍従が工場に見えた程であった。また軍用機献納も今に残る自慢話の一つで、現在でもこの工場を中心としたぞうり表の生産は全国一を保っている。

病院事業を始めて購販利連となる

県購販連は米沢市大町の置賜病院を経営することになり、県購販利連となったが、組合病院設置運動は村山地方に最も激しく、その先頭に起ったのが村山産青連（昭和十五年十二月当時の理事長鈴木市三郎、副理事長喜早祐次、常務理事黒田源橋、川崎徳三、小松文治氏）で、東、北村山郡の医療組合病院を計画したが県、医師会等の反対にあって一時計画を放棄し、県購販連に対して医療事業を持つよう昭和十五年十二月一日東村山那天童町公会堂で開催した村山産青連指導者協議会で決議し、要求したのであった。

同連合会では米沢市の置賜利用連が既に経営していた置賜病院を手に入れた後、同病院を基点にして他地域への進出を図り、県購販連を県購販利連として置賜病院を経営することになったものであった。

政府・農倉建設を奨励

大正七年から十九倉庫が開業

明治四十五年（大正元年、一九一二年）の米価高騰の後、翌

大正二年の中ごろから低落し出した米穀価格変動に対して政府は強力な米価調節政策を採り、大正四年十月に設置した米価調節調査会は調節策の一つとして、**農業倉庫の設置を奨励すること**等々を答申したことがきっかけになって、大正六年（一九一七年）七月二十一日、法律才一五号を以て「**農業倉庫法**」が公布された。

徹底した補助政策

農倉の役割愈々重大

山形県は政府の方針に従って、大正七年からの「**農業倉庫奨励十ヶ年計画**」を樹てて大がかりな倉庫普及に着手した。

十ヶ年計画は大正六年当時の県産米の県内移動米三百万俵のうち、庄内地方の米券倉庫（註）山居、鶴岡、水沢の三倉庫）の入庫産米百万俵を除いて、主として村山、置賜、最上地方の移動米二百万俵のうち五十万俵を収容出来る五千坪の農業倉庫を産業組合に建設を奨励しようとしたもので、倉庫の建築、買入、修繕費の二割国庫補助に加えて、県費をさらに二割、計四割の交付を断行し、**建奨励に本腰を入れたのである。**

大正十年（一九一一年）に米穀法が公布されて、米価調節策として政府が米穀買入れを行うことになったため、農業倉庫の存在は食糧政策上、いよいよ重要なものとなり、政府はさらに

馬力をかけて農業倉庫建設を奨励し、国費の助成もこれまでの二割から二倍の四割補助に引上げたので、大正十四年九月には県もそれに一割を加え、国四割、県一割、計五割の補助金としたほか、特別な事情があると認めたものには、この補助率をさらに引上げることを決定、それと同時に五百円未満の倉庫政策、修繕費にも補助金を出すという補助対象を拡げる政策をとったが、補助金政策だけではなく、産業組合中央金庫を通じて予金部資金および中金の自己資金を倉庫建設資金として貸出しを行ったのであった。

こうして大正七年から県内で農業倉庫として業務を開始したのは

東村山郡金井小作米共同取立所、株式会社漆山倉庫、北村山郡桶岡倉庫株式会社、東村山郡長崎町報公会倉庫、東村山郡高橋小作米共同取立所、東置賜郡小松町小作米共同取引所、犬川産業組合倉庫、西置賜郡豊田小作米共同取立所、長井小作米共同取立所等、前から小作米共同取立所としてあったもののほかに
三泉、溝延、尾花沢、上郷、赤湯、六郷、松嶺、窪田の八農業倉庫
合計十九ヶ所が農業倉庫として初めて発足したのであった。

食糧管理制度の変せん

ここでわが国の食糧管理制度の移り変りを時局の変転とともにながめると、才一次世界大戦争の農業恐慌に際して、政府の米穀買入、売渡し操作などについて定めた大正十年（一九二一

年）四月四日、原敬内閣（山本達雄農相）の米穀法の公布が管理制度実施の最初である。

その後、昭和四年にはじまった農業恐慌に対処して、最高、最低の基準価格を設け、その基準を上下して変動する場合に、政府が買入れ、売渡しして、米穀の価格を安定させることをねらった米穀統制法（昭和八年三月—斎藤内閣、後藤農相）、次いで自由市場を統制市場に変えるための米穀配給統制法（昭和十四年四月—平沼内閣、桜内農相）が制定された。

さらに支那事変の拡大、太平洋戦争戦局の悪化に伴う食糧需給のひつ迫と結びついて昭和十七年には全面的な国家管理制度に発展した。即ち米穀だけではなく、麦等の主要食糧も、さらに強度の統制を加えるため、米穀自治管理法（昭和十一年）、米穀配給統制法（昭和十四年四月）、農産物検査法（昭和十五年）等を廃止、統合して、東条内閣（井野農相）は昭和十七年二月、法律四十号を以て、食糧管理法を定めた。

その当初は生産米麦等の政府への供出義務だが、太平洋戦争（才二次世界大戦）後は、食糧営団が食糧、また戦後の輸入食糧の増加と、食生活の改善等によって食糧事情も好転し、これに伴って、不足対策としての統制は次才に緩和され、公団の廃止、昭和二十四年末には、いも類、二十五年七月には冬作雑穀、二十六年三月には夏作雑穀がそれぞれ供出完了後は自由販売と改められ、さらに完全自由販売となった。

二十七年六月には麦類の直接統制が廃止され、供出義務と配給統制は米穀についてだけ存続することになった、麦類につい

ては生産者側の申込みに応じて一定の価格で政府が買入れ、一定の価格によりこれを売渡すことにした。

米穀についても、昭和三十年産米から供出割当て制度に変わって事前売渡申込みをとることにになり、生産者の自主的な売渡し申込みを基調として必要量を確保する方針がとられた。

古くからあつた郷倉制度

農業倉庫は大正初期の米価調整を目的として、政府が奨励し、非常な勢いで発達したのだが、わが国には古くから備荒貯蓄を目的とした飢饉対策の「義倉」「社倉」と呼ばれるもの、あるいは米価の調節と需給の調整をねらつた「常平倉」と云つた郷倉制度があつて、山形県では庄内の酒井忠徳、米沢の上杉鷹山等の領地をはじめ、各地に五十七ヶ所からの郷倉が残つていた。

郷倉の起源は支那の周代からの制度であつて、それがわが国に伝わり、今から約一千二百六十年前の大室二年（七〇二年）二月、才四十二代文武天皇の時に、備荒貯蓄の施設として「義倉令」を出したのが始まりである。その令には「凡一位以下及百姓雑色の人皆戸粟を取って以て義倉と為せよ」とし、それから二十余年を経た才四十七代、淳仁天皇の時、米価調節を目的とした「常平倉」を設けた。

徳川時代になってからは畝米または置米と称し、諸大名に命じてその分に應じた貯穀をさせた、例えば天和三年（一六八三年）の五代將軍綱吉の令には「去年、今年豊作たるにより、国

々領主等各米穀を貯蔵し、凶作に備ふべし。」とあつたし、寛政六年（一七九四年）、才十一代家斉は「代官所、願所、各一、二の郷蔵を建つべし。」と令した、このような意味で郷倉はわが国の上代から幕府、明治初年まで引き継がれた、貴重な制度であるが、大正七年の県内農業倉庫の直接前身となつたものは「小作米共同取立所」というものであつた。これは明治四十四年（一九一一年）からの県営移出米検査実施に伴つて、地主が小作米の検査を受けるに都合のよい方法として、地主の手で建設されたもので、地主が共同で小作米共同取立所に集め、その場で移出米検査を受けたのである。

小作米共同取立所を最初に設立した東村山郡出羽村大字漆山の半沢久次郎氏は庄内の米券倉庫を視察した後、氏が経営していた株式会社漆山倉庫に地主共同の小作米委託取立を計画し、近郷、多数の地主の協力を得て明治四十五年一月十五日から事業を開始したのであるが、その後、氏の小作共同取立所は村山、置賜地方に普及し、大正七年の農業倉庫への切換までに十一ヶ所の小作米共同取立所が設置され、農業倉庫法が制定されるまでの前身として、地主の農業倉庫の役割りを果したのである。

わが国の米穀事情は昭和年代に入つて、生産高は一層増加、世界的な農産物過剰からますます農業倉庫の普及が必要となつて来たので昭和三年に才二次農業倉庫建設十ヶ年計画を樹て、同七年には「米穀貯蔵奨励規則」を公布して、大々的な建設運動に着手し、建設費に対する助成も従来の五割から六割補助に引上げたが、昭和八年の豊作を見込んだ政府は「米穀統制法」

を公布し「穀貯蔵奨励実施要綱」を作つて生産者の自治的貯蔵まで奨励した。

昭和十一年になると、政府は米穀政策上、連合農業倉庫の主要性を認めて、新らしく連合農業倉庫拡充十年計画を樹て建設費の四〇％助成を打出したのであったが、昭和十二年の支那事變はつ発によって、軍事費が増大し、倉庫建設のための助成は全く打切られてしまつたのであった。

農業倉庫は自治販売統制または政府の手によつた間接的な需給および米価調節のための施設から昭和十二年の支那事變で政府米の集荷貯蔵のための施設に變ぼうしてしまい、殊に昭和十五年九月には米穀管理規則が公布となり、十一月から米穀の國家管理が実施されてからは戦時体制の食糧の集荷貯蔵を一手に背負つた存在となつた。

振わなない庄内の農業倉庫

置賜地方にもつとも普及

山形県の農業倉庫は大正六年の農業倉庫法施行以來、各地に建設されたが、年次別にその普及状況を見ると

- 。大正七年（小作米共同取引所を倉庫に切り換えた十一ヶ所および三泉、溝延、尾花沢、上郷、赤湯、六郷、松嶺、窪田）
- 。同八年（真室川、本楯）
- 。同九年（新庄、沖郷、大塚）
- 。同十年（置賜、豊原）

- 。同十一年（高松、屋代）
- 。同十三年（津谷、豊田）

- 。同十四年（金山、古口、吉島、鶴岡）

- 。同十五年（谷地農産、安築城、舟形、向町、糠ノ目、高島、亀岡、宮内）

- 。昭和二年（山辺、左沢、西根（西置賜））

- 。同三年（天童、成生）

- 。同五年（米沢）

- 。同六年（西置賜、長沢（最上））

- 。同八年（山形、西里、梨郷、玉庭、中郡）

- 。同九年（南金井、大石田、新堀、北平田）

- 。同十年（堀田、山添、黒川、広瀬、山戸、東根（北村山））

- 。同十一年（連合山形、連合新庄、塩井、大山、連合鶴岡）

- 。同十二年（狩川、上田、高瀬（飽海）、蔵岡、大和）

で、東置賜地方に最も多く農業倉庫が普及し、次に西村山、東村山、最上、西置賜郡に普及し、南村山、北村山郡と庄内三郡は遅々として普及されなかつた。特に庄内には大規模な山居、鶴岡等の米券倉庫が全地域に建設され、発展したために、農業倉庫の食いこむ余地が閉され、大正七年建設の松嶺、大正八年建設の本楯の両農業倉庫ともに米券倉庫に押されて窒息したような状態にあつたが、産業組合運動とともに、ぼつ興した昭和八年の米券倉庫対抗で農民自身の倉庫として闘い取つた北平田、新堀、山添、黒川、広瀬、山戸、大山、鶴岡連合、狩川、上田、高瀬、蔵岡、大山の各農業倉庫はどれも昭和八年以降のものである。

(この米券倉庫對農業倉庫の抗争は昭和十四年の「米穀配給統制法」公布によって終息し、酒田の山居米券倉庫はあげて県購買、販売組合連合会に貸与され、また鶴岡米券倉庫は日本米穀株式会社に売られてしまった。)

農業倉庫の利用者別入庫数(表)

年次	地主米	生産者米	商人米	計	率		
					地主米	生産者米	商人米
昭和元年	210,959	54,286	53,822	319,067	66.1	17.0	16.9
2	229,483	46,796	22,406	298,685	76.8	15.7	7.5
3	233,086	59,140	29,301	321,527	72.5	18.4	9.1
4	236,161	52,122	22,406	310,689	76.0	16.8	7.2
5	216,464	67,929	21,452	306,045	70.7	22.2	7.0
6	228,578	84,439	41,298	354,315	64.5	23.8	11.6
7	235,008	61,154	33,218	329,380	71.3	18.5	10.1
8	259,729	115,129	143,073	517,931	50.1	22.2	27.6
9	197,385	69,426	58,468	325,279	60.7	21.3	18.0
10	283,482	121,417	91,276	496,175	57.1	24.5	18.4
11	352,185	211,400	103,299	666,884	52.8	31.7	15.5
12	311,647	295,563	97,722	704,932	44.2	41.9	13.9

いろいろな恩典があったからである。

上の数字は県米穀検査年報によつたものだが農業倉庫入庫米は年毎に増加し、中でも生産者米の入庫が増加して行つたことは政府買上げ米の農業倉庫米に対して

県購買連で連合農業倉庫経営

山形県購買販売組合連合会は昭和九年(一九三四年)十月二十八日に各単位産業組合、および商事倉庫と山形市、新庄町の農業倉庫を借庫して、系統的な機構と組織によつて、より一層生産者に役立たせるために連合農業倉庫を経営した。

翌十年に、北村山郡大石田町に一二六坪、十二年に新庄倉庫を新設して地区毎の集荷業を考慮し拡充した。同十四年九月になつて、産業組合の米穀販売保管事業に對抗、絶えず争ひ続けた酒田米穀取引所の附属倉庫が米穀配給統制法実施とともに、その経営も県購買連に譲渡したので、連合農業倉庫の棟数八九棟、坪数一一、九四五坪、その収容方は一、一七一、五〇〇俵に達し、全国一の連合農業倉庫を経営するようになった。

さらに十六年、西置賜郡豊原村と新庄町に新設し、十八年には、さきに中央食糧営団に売却した鶴岡米穀取引所の附属倉庫を農林省と県のあつせんで買取、経営することになった。十九年には東村山郡出羽村所在の株式会社漆山倉庫、長崎町所在の長崎倉庫、北村山郡共北販売組合の倉庫(大石田・尾花沢)を買収し、棟数一二五棟、坪数一六、四五〇坪、収容力一、六二三、〇〇〇俵に達し、集荷と保管に万全を図り、供出促進に寄与した。

(十八年十二月の農業団体法で山形県農業会が発足すると、これらの連合倉庫は県農に引継ぎ経営されたが、その後も県農は山形商事倉庫を買収し、上山町に新設した。)

連合農業倉庫概況

所在地	倉庫名	棟数	坪数	経営経過
新庄町	新庄倉庫	二	二九四	一棟は昭和十二年新設 (一棟は二十二年新設)
尾花沢町	尾花沢同	二	一八六	共北販売組合より買収
大石田町	大石田同	三	二九五	同上(一棟新設)
長崎町	長崎同	二	一九五	長崎利用販売組合より 十九年十一月買収
出羽村	漆山同	二	三〇〇	漆山倉庫を十九年十一月買収
上山町	上山同	一	九六	二十年移転建設
山形市	山形同	六	四一五	山形商事倉庫を買収
西置賜郡豊原村	棟同	二	一五〇	一棟(九〇坪)は昭和十七年より借庫(一棟新設)
寒河江町	寒河江同	三	二三一	寒河江農業会より借入
計	九ヶ所	二四二	一、六一	

(昭和二十三年県農業会が解散して、県販売農業協同組合連合会と庄内販売農業協同組合連合会の二つが出来て、右の九連合農業倉庫が県販連の経営に、次の倉庫が庄内販連の経営となつた)

所在地	倉庫名	棟数	坪数
酒田市	酒田倉庫	一五	一、六六八
本楯村	本楯同	九	一、二九七
遊佐町	遊佐同	七	一、一〇三
南平村	砂越同	五	九九五
余目町	余目同	八	一、五三〇

狩川町	狩川同	六	八〇七
栄切村	栄切同	二	二一〇
押切村	押切同	三	三六〇
広瀬村	黒瀬同	四	二三八
鶴岡市	鶴岡同	九	一、三五六
大岡山町	大山同	四	五七〇
藤島町	藤島同	一七	二、七一〇
上郷村	水沢同	三	四二〇
北俣村	北俣同	一	七五
観音寺村	観音寺同	一	六〇
一条村	一条同	一	一一〇
齊村	齊同	一	五〇
湯田川村	湯田川同	一	一五
計		九七	九、五八四

両販売農業協同組合連合会の昭和二十三年産米取扱数量は県販連関係二九三、七六〇俵、その保管料三、九二二、〇〇〇円、庄内販連一、二八六、三〇〇俵、一七、一七二、〇〇〇円であつた。

山居倉庫は県購販連経営に

賃借契 当時の交渉秘話を綴る吉松手記
約成る

昭和十四年九月十一日、県購買、販売組合連合会(会長高橋辰二氏)が酒田米穀取引所附属の山居倉庫、黒瀬倉庫、山居賃

貸倉庫を賃借りすることに成功した。

賃貸借の覚書は十一日、山形市の県経済部長官舎で、倉庫側の株式会社酒田米穀取引所理事長長酒井忠孝氏、連合会側は高橋会長を代理して吉松専務理事等両当事者に県経済長小坂登氏が立会人としてそれぞれ調印した。覚書交換に成功した県購販連では九月二十二日、山形市香澄町の県教育会館に臨時総会を開き、吉松専務理事から山居側との交渉経過を報告、約二百名の出席会員から感謝の拍手をもって吉松専務等の労苦に酬いた。

県購販連の手に山居倉庫が開放されたことは多年庄内全農民が渴望し続けた山形県の農業倉庫問題に一応の解決を与えたものであるが、その問題を提供したのは戦時の食糧管理制度の變せんであった。昭和十四年四月、時の平沼騏一郎内閣（桜内農相）が米穀配給統制法を制定、日本米穀会社が各地の米穀取引所を買収、市場を経営することになり、それに伴って山居、山居賃貸、鶴岡等の各営業倉庫を処分しなければならなくなったため、小坂登県経済部長はこの変動期を見逃がさず、県購販連にこれらの倉庫を開放し、庄内一円の連合農業倉庫にすることを吉松専務理事に話し出したためである。

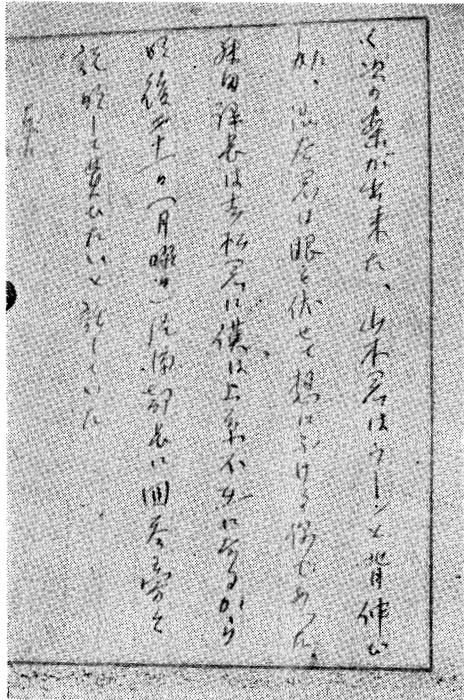
小坂部長から吉松専務理事に初めてこの話が切り出されたのは十四年の盛夏、七月二十六日のことで、この日から連日のように小坂部長をはじめ、藤田（二郎）規画、高谷（雅聰）農水産の両課長、土屋（誠）県農産物検査所長、新井（秀夫）県産組主任官等県の関係課長が、あげてこの問題解決に心血を注ぎ、県購販連と山居側との間の歩みよりを図ったので、吉松専

務理事は交渉の相談役として山木武夫、渋谷勇夫の両氏に頼り、小坂部長はもちろん、石黒武重知事まで乗り出しての調印となったものである。

七月二十六日の小坂、吉松会談から覚書調印報告の九月二十二日の臨時大会まで二ヶ月にわたった交渉経過の秘められた事実が吉松正彦氏の筆によった「庄内倉庫の誕生まで」と題した手記によって初めて明かになった。

吉松氏は昭和二十八年九月十七日死去して既に七回忌もすぎた三十五年春、トワ夫人の手で、残された蔵書、ノートを整理しているうち、この二十年前の手記が発見されたのである。県

吉松正彦氏の遺稿



購販連使用の赤ケイ線事務用紙三十四枚、六十八ページに書き綴った貴重な記録、ノートしておくことが得意であった吉松氏であればこそ残された「秘稿」で、氏は氏自身を手記の中では「吉松君」「吉松専務」と呼び、登場人物の表情までもこく明に出現させている。

庄内倉庫の誕生まで (手記の概要)

米の国、庄内地方の米券倉庫は百数十年の歴史をもち、全国的にその名を知られていた。しかしその機構は生産者と利害を異にする立場におかれている。

経営者は庄内農民の福利のためと強調し、また役職員の心構えも商事会社と相当違うものがあるが、管利会社には変りがないのである。従って農民の経済知識の発達に伴い、いろいろ不満が起って来る。十数年前、本楯村および松嶺町等に農家が農業倉庫を作ったが強大なる米券倉庫のために一撃を食って退陣してしまった。

心あり、熱のある青壮年はどうしても黙することが出来ないが、並々のことでは如何とも致し難いので手を出す者がいない状況であった。昭和九年になって新堀の山木、北平田の渋谷の両君が悲痛な決意で起った、地方の大なる反対を押し切って起った。これが庄内地方における農業倉庫の創始で、ここに革新の鐘が鳴り響き全国の視聴を集むるに至ったわけである。

七月二十六日、吉松専務は高谷農水産課長の通知で、午前九時、小坂経済部長の官舎を訪問した。席には小坂部長、高谷課

長、土屋検査所長と吉松専務の四名である。(中略)

部長は、今日の話しは絶対秘密にしてもらいたいと前置きして、吉松専務との間に大要次のような会話がであった。

小坂部長「日本米穀会社で庄内の取引所を買収して市場を經營することにるので、この際、米券倉庫をなんとか処分しなければならぬ羽目になっている。そこで庄内を一円とする連合倉庫としてはどうであろう、庄内農倉の連中が連合倉庫と協力するであろうか。」

吉松専務「販売はどうなるか」

小坂部長「地方の自由に任せることとなる」

吉松専務「庄内の農倉が協力は出来ぬ、また連合農倉であれば系統機関を通じて販売することを原則とせねばならぬ、また根本問題としては県内に二以上の連合農倉のあることは統制上面白くない。単位倉庫にしても広区域を一町村に整理すべきものと思う。従って庄内地区の連合農倉は賛同しかねる」

このような問答の後、四者間に色々と雑談を交して十時半頃別れた。

有馬中央会頭が八月十四日秋田の組合大会に出席されるので、この機会に山形県でも臨時大会を開き、会頭の臨席を願って如何、本県大会に会頭が臨席されたことは未だない、丁度よい機会だということで十二日に大会、七日に本会理事会を開くこととなったので庄内地方の理事である本間八右工門、渋谷勇夫、山木武夫の三君が山形入りした。

この朝（註七日）庄内の米検査を県檢に統一することに決定し、新穀から実施する旨の經濟部長通知が吉松専務の手に届いたので、吉松君がすぐ庄内の三君に見せた。三君は夢か現かと疑がうような面持ちで書類を再三再四読むのであった。それもそのはず、長い間片時も忘れず検査を取り上げろと絶叫してきた連中だ。ことに十二日の県下産組大会の問題として提出する準備をしていた矢先なので夢と思うも無理がない。

理事会終了後、県購連に集まり、県の、藤田規画課長、新井主事も参加して、色々と庄内倉庫問題について意見を交換した。

山木君「県檢にしたのは県の大英断だ、よくやった。土屋検査所長は代々の所長のやれないことをやったね。」

渋谷君「それはその通りだが、一体倉庫はどうなるだろう。

土屋所長が我々にも会いたいというのは検査員の問題だなあ。」

本間君「検査はそれでよいとして倉庫は我々に売ってもらいたいなあ。」

みんな気持をよくして漫談に花を咲かしたが、明日、長官を訪問して倉庫を我々に売ってもらおうよう心配してくれと陳情してはどうか、そうしようと意見一致した。

翌日（註八日）午前九時半ごろ県庁に長官を訪問し、長官は心よくすぐ会ってくれた。山木、渋谷、吉松、本間の四君の外、新井主事も同席した。山木君は農倉問題を説明した。長官は養蚕の会議にすぐ行かなければならぬから午後一時ごろ官舎に来

てくれ、ゆっくり話を聴きたいから。午後一時に知事官舎に行き、応接間で前の四人の外、藤田課長、新井主事も同席された。

山木、本間、渋谷の三君から庄内農倉問題を詳細に説明して、米券倉庫を買取させてもらいたいと熱心に陳情した。石黒長官は、農林省で産組課長時代、この問題を聴いておられたと見え、あの複雑した問題もすぐ納得された。そして、

石黒長官「むこうの連中とともに仕事は出来ぬかね。」

山木君「困ります。」

石黒長官「そうかね、困るな。」

まるで禅問答のようで、藤田課長と吉松専務はそばで微笑をもらっていた。

渋谷君「自分をどうしても動かすことが出来ぬと考え、組合長に働きかけて、さらに組合員を説得して組合の内部攪乱につとめており、組合の内部に様々の問題が起きんとしておる。まことに残念で、自分は腹の中で泣いている、現在でさえ、このようであるから融合は頗る疑問である。」

と述べ、一同しーんとして声がなかった。本間君からも従来の上居のやり方等詳細に述べ、長官の尽力をねがって三時半頃辞去した。

今日は八月十四日だ。吉松君に県庁にすぐ来てもらいたいと、經濟部長から電話が来た。吉松君は午後四時頃部長室に出頭した。藤田規画課長と三人の間に話しが始まった。

小坂部長「米券倉庫を連合倉庫に移した場合、米券側から役員を出して倉庫の経営をさせることは如何。」

吉松君「連合会で倉庫を買収して経営したい。」

小坂部長「米券の会計は切り離して経理することは差支えないか。」

吉松君「倉庫勘定を設けて別途に経理することは差支えないと思う。」

小坂部長「倉庫勘定で剰余あるときは庄内地方農業改善費に交付することは差支えないか。」

吉松君「相談によつては差支えないと思う。」

その他、部長から色々の質問があつたが、吉松君は具体的のお話しがなければお答えは困難で、お互いに研究して見ようという事で別れた。

八月十五日午後、藤田課長と新井主事が事務所に見えられて倉庫問題の円満解決について色々とお話しがあり、吉松君からは篤と考慮すべきことを約して別れた。

翌十六日に庄内農倉協会長の山木氏と渋谷氏の来所を乞うて午後、藤田課長、新井、吉松の五君が会合して懇談した。山木君は「まだ本気になれぬ、あの連中は色々工作をして、今まで我々を赤だの、桃色だのと農家を煽動していたものが、今さら釈然と飄意して合流するなんて、とても考えられない。夢物語のようなものだ。」「いやいやそうでない、必ず物になる。」と吉松君は自信あり気に云いながら渋谷君と囲碁を戦わしている。

「あの連中が入って来るよりは倉庫を買収した方がいいじゃ。」と山木君は独言していた。終日相談したが具体的には何も決定せず、ただ愚痴を云ったり、憤慨したり、訳もなく喜んだりし

て別れた。

渋谷君は成行きが心配だと見え、十八日の午後、北平田から吉松君に電話があつた。

「あんた、吉松君ですか、私、渋谷だ。その後はどうです。」

「まだ解りませんが、今日、県庁では協議を進めている模様です。とにかく問題は急迫して来たように思いますから、明日（註、十九日）一番で山木協会長と山形に来て下さい。」どうなるか皆目解らぬのに又々出て行くのですか。」「とにかく都合して出て来て下さい。」

電話は切れた。県庁では山居側を招致して協議を重ねたらしい。夜十二時頃、新井主事が吉松君を叩き起して午前三時まで懇談をとげた。東が白々と白らむ頃、新井主事は帰途についた。

十九日午前九時、小坂経済部長からの電話で吉松君は部長官舎を訪ねた。新井主事は眠そうな眼をして応接室で新聞を見ている。藤田課長はおくれて来た。

小坂部長「山居貸倉庫は連合会へ賃貸し、山居附属倉庫は庄内地方で組織する財団法人に寄附し、財団法人より連合会に無償貸付することにしては如何。」

吉松君「賃貸倉庫は買収させてもらいたい、附属倉庫は直接県連へ寄附されては如何。」

小坂部長「賃貸倉庫の売却は差当り困難らしい、附属倉庫の方は酒井家で庄内農民の福利増進のために経営するという事で今日まで来たものであるから県全体のために提供することはむずかしい。そこで庄内を区域とした財団を作ることに

し、その代り無償で貸すわけである。」

吉松君「解決案の全体を伺い、総合的に考えましょう。」

小坂部長「山居側より理事、監事四、五名、庄内の組合側よりも同数を入れ、事業の執行に当らせ、山居側より倉庫長を出すようにしては如何。」

吉松君「山居側より執行機関の構成員を参加させることは絶体に反対で、ことに倉庫事業は連合会事業の一部門に過ぎぬのに、過半数の役員を倉庫関係において占めることは本末を転倒するわけで全然問題にならぬ。」

と強硬に反対した。

吉松君が小坂部長に全体的に考えた方がよいと思うから、山居側から希望なり、条件なりが出ておれば見せて下さるわけにばいかぬかと申せば、部長は、大体山居の考えも出ておる。見せるわけには行かぬが、大体のことは、これからの問答で解ると、一問一答を続けて行く。

小坂部長「倉庫職員の任免は山居側から入る、理事を倉庫長として、その倉庫長に任せることは如何。」

吉松君「職員の任免は極めて重要事で役員会の議を経る規程になっている。従って一理事に任せることは絶対不可能である。」

その他いろいろ問答があつたが、意見の一致を見ず、相当の距離があるようである。部長も甚だ遺憾の様子に見えた。

吉松君「山木、渋谷両氏来形中につき、庄内の事情を聴かれては如何です。」

小坂部長「山居側から理事、監事を入れることはどうか。」

山木君「それは絶対に駄目です。あの連中を入れれば世間で云

う通り、山居は名前を貸して従来の子居そのままの経営をすることになる。それでは何にもならぬ。」

渋谷君「九寸五分を持った男を柳行李に入れたものを御土産としてもらうようなもので、いよいよ乗りこんでから開き直られてはそれこそ大変だ。ほん然として合流するのなら、丸腰で来ればよい。様々の条件をつけるところに釈然としないものがある。」

山木、渋谷君「我々はどこまでも売ってもらいたい希望ですから、部長さん是非左様に御心配をねがいたい。」

様々の話し合いがあつたが、とても話がつかない。部長も相当苦慮の体である。

吉松君「部長さんの御苦心もよく解ります。また山居側の体面の問題も考えてやらねばなりません。我々もさらに研究して、二十一日（月曜日）にお答えいたしたい。」

小坂部長「是非篤と考へてもらいたい。」

午後四時一同辞去して藤田課長の官舎にお邪魔して、藤田、新井、山木、渋谷、吉松の五君で真剣に協議を重ねた。

山木君「まだ本気になれないような気がする。」

渋谷君「あの連中が、部長が云われるように釈然として合流しようというのなら色々の条件をつけずともよいように思う。」

吉松君「私はあの連中は本気だと思ふ。ただ面目の問題だと思ふ。」

藤田君「とにかく部長もすこぶる熱心に努力しておられるのだし、この問題が実を結ばねば切腹だとも云っておられるのだから、君達もここまでなら面目を立ててもよからうという案を作ってみたらどうだ。」

それで、一項目づつ書いて見よう。書き役は頭のよい新井君に頼んで、みんなで考え、話して見よう。様々の意見が出て、なかなか進行しない。そのうち、藤田君の若奥さんの手になる御馳走が運ばれた。頭が少し変になった。

真剣に研究を続けた。そうして夜十時頃漸く次の案が出来た。山木君はウーンと背伸びした。渋谷君は眼を伏せて想いにふけるようであった。

藤田課長は吉松君に、僕は上京不在になるから、明後二十一日（月曜日）経済部長に回答かたがた説明してもらいたいと話していた。

案

一、倉庫担当理事は山居側、産組側各二名づつとし、合議制とする。

一、担当理事は互選の上代表一名を定むること。

一、監事は両者より一名づつとすること。

一、本、支庫長は職員を以て充つること。

一、職員の任免は担当理事会の上会長に内申すること。

一、その他の事項は部長案に同意すること。

（書いて見れば極めて簡単で、才三者はなんだと思うであろう。然しこの簡単な事柄がすこぶる大問題なのである。）

八月二十一日午前十一時に吉松君、県庁に経済部長を訪問して、新井君も同席で前記の案を回答した。部長は大体満足の様子でアイスクリームを食べながら雑談して別れた。

八月二十二日朝、吉松君に県庁へ来るよう電話があったので、吉松君は午前十時県庁に出頭した。長官室で石黒知事、小坂部長、新井主事、吉松専務の四名がこれまで協議した案について

いろいろと検討して大体の決定を見た。

八月二十五日、小坂部長より吉松君へ過日協議した案で手続を進めてもらいたいとの話があった。そこで県購販連では八月二十九日に役員会を開いて相談することとなった。

一方、満州本溪湖に滞在中の高橋（辰二）会長に吉松専務より県庁案を飛行郵便で送り、賛否の返電を求めた。

二十九日の役員会では名誉副会長をおくことについて本間君より反対あり、また相談相手に出席してもらった山木、渋谷の両君よりも反対意見が出た。高橋広吉、岸、氏家各理事よりは、この際大乗の見地から考えては如何との話も出たが、結局、名誉副会長は削除を希望し、その他の事項は全部、案の通り賛成して役員会は午後一時閉会した。吉松君は早速県庁へ石黒知事、小坂部長、藤田課長を訪問して、名誉副会長削除方を要望し、その他は全部同意なる旨を述べた。

知事、部長は名誉副会長ぐらいはよいではないかとの腹らしい様子であったが、とにかく考慮することとなり、その日の内示会には一応除くこととなった。

午後二時より県農業会館で経済部長から県庁案について初めて公表があった。参集者は本間光勇、阿部一郎、登坂又蔵、吉松正彦、原田継雄の五氏のほか藤田、高谷両課長、土屋所長、新井主事等で、いずれも部長の説明を諒として四時散会した。

三十日には同様、酒田市において関係者に公表して了解を求められたが、その席上、鶴岡側から反対やら、面当てやら、いやがらせやら相当空気が悪かったので、すべて山木君から吉松君に電話した。そこで吉松君は三十一日早朝、官舎に石黒知事を訪問して善処方を要望した。

八月三十一日、県購販連の定時総会の際、吉松専務は山居倉庫問題に關し、経過の概要を説明し、いづれ決定の上は臨時總會を開き審議を願うむねを述べて諒解を求めた。

九月九日午後四時半に經濟部長室で本格的協議が行われた。参集者は山居の三矢、富田の両氏、県購販連の吉松専務、県庁の藤田規画、高谷米穀の両課長、新井主事等であつた。小坂部長より県庁案の正式提示があつた。一同熟読して首を左にするもの、右にするもの、しばらく静かなること林の如しであつた。

まず、三矢氏が口を切つた。「財団法人より県連へ無償貸付は困る、有償にしてみたい」「当初より無償と申したことはない」と小坂部長との間に一問一答が行われ、小坂部長は説得に骨を折られた。吉松君は一時席を外して別室に待っているところへ、吉松君の相談役として山形へ来ている山木君から吉松君へ電話が来た。「何をしているのか、何時まで待てばいいのか、君の云うことは最早や信用出来ぬ」と例の一本木気で、吉松君にどなっている。吉松君は「君、そう云うても相手のあることで、思うように行かない」と弁解やら、申訳やら、なだめるのやら解らない返事をして、またもぼかんとして一人待っているところへ、山木、渋谷の両君がやって来て、「吉松君、ここに一人いるのか」吉松君は経過を話して、お互いに待つ身は辛いと云つた面持ちで笑つた。

部長室から吉松君を呼びに来たのですぐ行つた。小坂部長と三矢氏の論戦も「無償貸付」はそのままとして、その代りに財団に対し、若干の交付金を県購販連より出すことで話がまとまつたらしい。今度は吉松君が口を切つた。

代表理事を山居側から将来とも出す取りきめは反対だ。現在

は酒井さんを代表とすることは賛成だが、将来はその時の顔ぶれにより最も適當の人を代表とすべきである」と主張した。また、さらに倉庫を買収したいと希望した。これに關しては山居側承知せず、結局歸つて相談の上、十一日に再度協議することとし、夜十時すぎ散会、山木、渋谷の両君とも後藤屋へ引き上げた。(中略)

越えて九月十一日が来た。再協議の日だ、雨か、風か、はた又日本晴か。午後五時すぎ小坂部長、藤田課長、新井主事、山居側は三矢、富田の両氏のほか都筑、田中の幕僚、県連側は吉松専務に相談役格の山木、渋谷の両君の十氏が顔を揃えた。会谈はすこぶる簡單であつた。それは吉松君が九日の会見の際、反対した点を全部改訂することに山居側が同意したからである。

一同ホツとした面持ちでお互いに祝いの挨拶が交わされた、早速覚書を交換することとなり、新井主事はその作製にとりかかつた。

吉松専務は会長代理として、四通の覚書のうち一通に会長印を捺し、他の三通には山木君に捺してもらつた。吉松君は山木君の捺すのを如何にも愉快気に、また感慨ぶか気に見ていた。山木君も万感胸に迫るものある気に見えた。吉松専務は直ちに会長へ報告書を送り、一方役員会を十三日に開くことにして役員に招電を發した。

役員会は十三日午前十一時、県購販連事務所で開かれた。出席役員は林家栄正、渡辺周助、堀隼雄、安孫子芳尾、佐藤元吉、小池公平、吉松正彦の八氏であつた。吉松専務より覚書交換の経過を報告した。役員は全員覚書を承認して、十八日に評議員会、

二十二日に臨時總會を開会して手続を了することとして閉会した。欠席した高橋広吉理事は東京より事の成立を祝する熱烈なるハガキを寄せられ、一同を感激させた。

九月十八日午前一時より県教育会館で評議員会を開いて、山居倉庫併合問題の経過を吉松専務より報告して、これに伴う定款変更、増員役員の選挙、借入金額の増額、業務規程の変更の各案を諮り、全部賛同を得た。

次いで二十二日午前十一時より県教育会館に臨時總會を開いた。当日の出席組合は空前の多数で、ことに庄内方面よりは、こと庄内問題とばかりに多数の出席があつて、委任状を合せて総出席百九十九に達した。臨時者は小坂経済部長、藤田課長、土屋所長、新井主事、中金仙台支所の諸富氏、県信連の原田主事等で、役員は高橋広吉、本間八右工門、庄司信吾、安孫子芳尾、佐藤元吉、吉松正彦の諸氏であつた。

吉松専務、会長代理として併合に関する経過を報告し、次いで小坂部長より県の方針により、斯くすることを最善と認めて努力した経過を説明された。議事はすこぶるうるわしき情景で進められ、定款ならびに業務規程の変更、借入金最高限度の増加等を原案通り決定し、増員役員の選挙は議長の名によることとなり、議長は直ちに、理事に酒井忠孝、三矢正敏、山木武夫、渋谷勇夫の四氏、監事に富田利吉、堀雄雄の二氏を指名して、それぞれ新役員を出席者に紹介し、一同は拍手を送つて敬意を表した。最後に小坂部長は再度登壇して祝辞と激励の言葉を述べられた。かくしていとも和やかな気分の中に山形県産組界歴史的總會は終つた。(後略)

県購販連に経営移譲の覚書

石黒県知事、小坂県経済部長の仲介、あっせんによつた酒田米穀取引所との山居倉庫賃貸契約は昭和十四年九月十一日、米穀取引所側、酒井理事長、林黒瀬倉庫代表、高橋県購販連会長との間に「山居倉庫賃貸借覚書」を交換して成立した。

この日を以て明治二十六年(一八九三年)から五十年近くにわたつてわが国の米穀取引きに勢威をふるい、絶対に農業倉庫の進出を許さなかつた巨大な存在であつた「山居倉庫」の名が消滅、それに代る産業組合の本陣、県購買販売組合連合会の連合倉庫となつて、経営の一切が連合会の手に移されることになつたのである。これこそ山形県の産業組合の歴史に新しい時代を創つたもので、賃貸借契約はそのまま、昭和十八年十二月県農業会に、二十三年庄内販売農業協同組合連合会に、二十八年庄内経済農業協同組合連合会に引き継がれ、さらに昭和三十三年になつて庄内経済連が全倉庫を買収、完全に農民の手に移してしまつたのである。

覚書

庄内地方米穀保管機関の従来に於ける対立状態は同地方の協調融和及び米穀経済の進展上遺憾の点ありたるに鑑み、今回県の指導の下にこれが障碍を除去し、産米の改良、取引の改善その他農家の福祉の増進を一層寄与せんがため、山居倉庫を解体し、山形県購買販売組合連合会をして連合農業倉庫を経営せしめ、同地方における米穀倉庫の一元化に進まんとす。

よつて同連合会と株式会社酒田米穀取引所、合資会社黒瀬倉庫およ

が山居貸倉庫株式会社との間に左記事項を協定し、速かに手続を了することとしたるにつき後日のため、県および当事者の間に本覚書を交換し、各一通を所持するものとす。

記

才一 経営主体

庄内地方を一团として山形県購買販売組合連合会（以下、県購販連と称す）を経営主体とする連合農業倉庫を経営すること。

才二 倉庫の名称

山形県連合農業倉庫庄内倉庫とす。

才三 米券倉庫の処置

(イ) 株式会社酒田米穀取引所および合資会社黒瀬倉庫の所有する倉庫建物敷地および什器等は財団法人を設立（註「北斗会」の上、これに帰属せしめ県購販連に無償を以て貸与すること。

(ロ) 県購販連は庄内倉庫会計のうちより前号財団法人の事業を贊助するため倉庫業の実績を参酌し、年々一定金額を右法人に交付すること。

(ハ) 山居貸倉庫株式会社倉庫、建物、敷地および什器等を県購販連に賃貸すること。

(ニ) 前金交付金額および賃貸価格は適當なる委員を挙げ、県の指導の下にこれを決定すること。（委員の選定は県に一任すること）

才四 米券倉庫職員の処置

職員は出来得る限り県購販連に引継ぐこと。

県購販連においては採用後、故なくして解職せざること。

庄内倉庫部に新規職員を採用せんとする場合は庄内倉庫部担当理事合議の上、これを会長に内申の形式を採ること。

才五 県購販連の役員増加および庄内倉庫経営担当者

(イ) 定款を変更し、理事三名、監事一名を増加し、内、理事二名、監事一名は山居側より選任すること。

(ロ) 倉庫業務担当理事は庄内における普通単位産業組合より選出の役員および山居側より選出の役員各二名とし、合議制とすること。担当理事は代表理事一名を互選すること。（酒井忠孝とす）

将来の代表理事も専ら庄内倉庫の業務の円滑に遂行せらるること

を要件とし担当理事間に於てこれが互選となすこと。

才六 倉庫長

(イ) 担当監事二名をおき、庄内選出監事を以てこれに充つること。庄内倉庫は例え、酒田本庫、余目支庫等々に分ち、各本庫および支庫長は職員を以てこれに充つること。

才七 庄内倉庫部会計

庄内倉庫勘定として計理すること。右勘定において一切の経費（一般経費分担令を含む）を差引剰余あるときはこれを倉庫特別備金として積立等に支出し得るものとす

右協定を証するため下記の通り署名捺印す

昭和十四年九月十一日

株式会社酒田米穀取引所理事長	酒	井	忠	孝
合資会社黒瀬倉庫代表社員	林	政	信	
山居貸倉庫株式会社取締役社長	酒	井	忠	孝
保証責任山形県購買販売組合連合会会長	高	橋	辰	二
山形県経済部長	小	坂	登	

附 帶 事 項

一、産米の改良、声価の向上に関する施設は県の指導の下にこれを行うこと。

二、入庫米に対しては入庫票および連合農業倉庫証券を發行し、金融および販売に付いては産業組合系統機関のみならず従来の慣行をも尊重すること。

右のように酒田米穀取引所と県購販連との間に締結した賃貸借覚書は① 酒田米穀取引所所屬倉庫と黒瀬倉庫等（山居倉庫）は新しく設立する財団法人「北斗会」に寄附し、北斗会から県購販連に無償貸与すること。

② 山居貸倉庫は県購販連に有償、即ち賃貸する。

③ の二つの方法による賃借をとりきめたものであるが、①は無償と云つても、覚書「才三のロ」に従つて、県購販連は北斗会に対して、固定資産税、修理工費等の名目で毎年三百六十万円前後を支払い、②の山居貸倉庫分には賃借料として二百五十万円、修理工費二百万円等を支払うことにしたものであった。